

平成 2 9 年 3 月 2 日

平成 2 9 年第 1 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成29年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成29年3月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	都市整備部長	木下研一
副町長	中口守可	危機管理監	中田道徳
副町長	種村誠之	地方創生 企画政策監	西啓介
教 育 長	笠間光弘	水道事業理事	鵜久森 敦
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	佐藤博昭
総 務 部 長	古谷清	しあわせ創造部 理 事	串山京子
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	家永 淳
しあわせ創造部長	古橋重和	都市整備部理事	早野清隆

まちづくり戦略室町長公室
担当人事担当課長
教育委員会事務局
学校教育課長兼
指導課長

廣 田 尚 司

財政改革部副理事

相 馬 進 祐

澤 憲 一

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局係員

池 田 雄 哉

○会 期

平成29年3月1日から3月23日（23日）

○会議録署名議員

12番 小 川 日出夫

13番 中 原 晶

議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第7次）） |
| 日程第2 | 議案第 2号 | 平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件 |
| 日程第3 | 議案第 3号 | 平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程第4 | 議案第 4号 | 平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件 |
| 日程第5 | | 平成29年度当初予算に関する説明 |
| 日程第6 | 議案第 5号 | 平成29年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程第7 | 議案第 6号 | 平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程第8 | 議案第 7号 | 平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件 |
| 日程第9 | 議案第 8号 | 平成29年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成28年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件 |

- 日程第14 議案第13号 平成29年度岬町深日財産区特別会計予算の件
- 日程第15 議案第14号 平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
- 日程第16 議案第15号 平成29年度岬町水道事業会計予算の件
- 日程第17 議案第16号 工事請負契約中変更の件 (いきいきパークみさき広場整備工事)
- 日程第18 議案第17号 泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件
- 日程第19 議案第18号 岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件
- 日程第20 議案第19号 岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件
- 日程第21 議案第20号 岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件
- 日程第22 議案第21号 岬町個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第23 議案第22号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第24 議案第23号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第25 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 日程第26 議案第25号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件
- 日程第27 議案第26号 岬町税条例等の一部を改正する件
- 日程第28 議案第27号 岬町手数料条例の一部を改正する件
- 日程第29 議案第28号 岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件
- 日程第30 議案第29号 岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件
- 日程第31 議案第30号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- 日程第32 議案第31号 いきいきパークみさき条例の一部を改正する件
- 日程第33 報告第1号 債権の放棄の報告の件
- 日程第34 選挙第1号 岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、会議を開きます。

議事に入る前に、昨日の中原議員の一般質問の中で、笠間教育長の発言の一部分で訂正をした旨の申し出がありますので、許可したいと思います。教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 おはようございます。昨日は一般質問、皆さんお疲れさまでございました。

その中で、中原議員のほうからご質問がありまして、チャレンジテストの当日の欠席についてというご質問をいただいたときに、当日は何も休まれた方に対しての手当てがないというお答えをさせていただいたんですけども、回答に誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきたく、お願いを申し上げるところでございます。

回答の内容は、チャレンジテストの当日、インフルエンザ等のどうしても出席ができない生徒につきましては、1年間、その当該年度の4月から当該生徒の頑張りやら日ごろの定期テストの結果、それからまた実力テスト等の結果を再度検証します。そして学校のほうで評定の妥当性を検証した上で、教育委員会と確認して提出するというところで決定しておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○道工晴久議長 中原議員、よろしくお願い申し上げます。ちょっと訂正でございますので、一方通行ではだめでしょうか。

○中原 晶議員 言いたいことがあります。

○道工晴久議長 言いたいことですか。では認めましょう、どうぞ。中原 晶君。

○中原 晶議員 認めていただきましてありがとうございます。短く。

これはご訂正いただきましてありがとうございます。答弁については、これは今、訂正いただいた方のみに限るものではなく、皆さんいろいろ質問を受けてお答えになられる立場ですから、正確にお答えをいただきたいと、皆さんに対して改めて申し上げておきたいということと、そういうお答えでしたら、私は昨日またその後の質問の流れや求めていくことが変わったんです。これは本当なんです。そういうふうに府教委が言っておったのだったら、そうしたらその1年間の

子どもの日常の頑張りを評価するという、そのことに限って評定をつけたらいいじゃないかという
ことを求めるということになっていたんです。

ですので、そういうこともありますから、ぜひ正確なご答弁を皆さん方、今後も努力して
いただきたいということを申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 ありがとうございます。私のほうから言おうと思っていたのを先に言われま
したが、理事者におかれましては責任を持ってご答弁いただくということを、再度お願いをしてお
きます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

○道工晴久議長 日程第1、議案第1号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計
補正予算（第7次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第1号、専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一
般会計補正予算（第7次））につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加に伴い関連予算に係る補正予
算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地
方自治法第179条第1項の規定により平成29年1月31日付で専決処分したものでございま
す。

ふるさと納税として岬ゆめ・みらい寄附金の申し込みをいただいておりますが、年末を迎えて
ふるさと納税が想定以上に増加し、謝礼品等に係る予算に不足が生じたことから、補正予算の編
成を行わせていただいたものでございます。

本来であれば3月定例議会で補正予算を計上させていただくべきところではございますが、ふ
るさと納税をいただいた方に迅速に謝礼品の発送ができるよう、必要な経費を専決処分させてい
ただきたいものであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

補正予算書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,021万3,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ85億9,077万5,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第一表歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

寄附金といたしまして、ふるさと納税による岬ゆめ・みらい寄附金2,000万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、1,021万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、寄附をいただいた方に寄附金額に応じて謝礼品を送付するための費用の財源といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては1,021万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、謝礼品にかかる経費として、報償費の岬ゆめ・みらい寄附謝礼938万5,000円、役務費の通信運搬費として謝礼品の送付代等29万9,000円、ふるさと納税を応援するサイトから申し込まれた場合の、運営会社に支払うふるさと応援サイト掲載料47万2,000円、委託料として謝礼品の保管、発送用のラベルの作成等を郵便局に委託する岬ゆめ・みらい寄附金謝礼品発送業務委託料5万7,000円を計上いたしております。

続きまして、諸支出金につきましては2,000万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税として寄附をいただきました額を岬ゆめ・みらい基金への積み立てるものでございます。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一つ教えてください。10ページの歳出の部分で、役務費で、ふるさと応援サイト掲載料とありますが、これは定額なのかそれとも発送した金額によって増減するのか、増減するならば手数料として何%とかという基準があるのかなと思うんですけれども、その辺はどうなっているのか、ご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 お答えさせていただきます。このふるさと応援サイト掲載料につきましては、これはクレジットの支払いを行う場合のシステム利用料としてお支払いしているものでございまして、利用額のおおむね10%支払うという形になっておりますので、件数に応じて額が変わってくるという状況になっております。

それでこれはクレジットの支払いでございますので、利用料の10%という形、使われた方の10%という形になりますので、その寄附額に応じて額が変わってくるという形になります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 クレジットの分の利用料の10%、クレジット手数料の10%、このふるさと納税を申し込むにはクレジット以外にも方法があって、その中のクレジットの分、再確認でお願いします。ちょっと、わかるようにお願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 ふるさと納税につきましては、直接ゆうちょ、それから銀行の窓口に振り込むやり方と、クレジットカードを使ってお支払いするやり方がございます。それでクレジットカードでお支払いになられた場合につきましては、その寄附額の10%をクレジット会社へ手数料として支払う必要がございますので、その額をこちらのほうとして計上させていただけるものでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 確認だけさせていただきます。この寄附というのは大変ありがたいものですが、歳入の部分では2,000万円ですか、岬ゆめ・みらい寄附金、この8ページのところで、歳出におかれましては報償費で938万5,000円、お礼ですね、このお礼等についてどうですか、これはふるさとの部分について寄附していただいているんですけれども、これは当町のいろんな物産とかそういう等々のものを謝礼として送っているんですか。それとも岬町では到底間に合わないということで、よそからの調達であるのか、その点まず説明願いたいと思います。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 ふるさと納税の謝礼品につきましては、本町の特産品であるシイタケ、それから町内の業者がつくっておられるコーヒー豆とか、それからふぐのてっちりのセット、そういうもの、それから本町に太陽光発電所を実施しておりますシャープさんの協力をいただいた家電品、さらには本町と関係のある関空に発着している航空機のバウチャー券等を謝礼品としてラインナップをさせていただいております。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 いただいたら、お礼として、気持ちとして、謝礼品を送るのは常識ですけども、全国的にこの返礼品、謝礼とかそんなものが、かなり皆オーバーヒートしてしまって競争になってしまって、何かもう返礼品競争みたいな形で、本来の寄附をいただいたというありがたみが薄れてきているんです。また寄附する方も結局、税の控除の目的のためにそういうことを利用されている危惧を覚えるんですけどもね。

やはり、埼玉県の所沢市なんか、もう返礼品はしませんと、しかし寄附はいただきますということで、返礼はしませんということで打ち切っているんです。やはり誰かが猫に鈴をつけることをしないと、いつまでたっても、最初の出発点は全員で寄附します、しますで、やはり財政の厳しいところには寄附していただいたらありがたい。しかしながら、それがだんだん受益のことを考えて寄附をする、またもらった方も競争して、寄附金以上に近いような返礼する謝礼をします。そうなったら何のための寄附か、結局本末転倒ですね。

ということで、埼玉県の所沢市のほうはそういう方向でしているので、一度担当課のほうはどういう事情でどうなったんですかということ、そういうことをお聞きしたり、またそれを参考にさせていただきたいと、かように思いますので、寄附をもらったからお礼をするんだと、それはわかります。しかしながら、せつかくの寄附が死んでしまいますよね。ということで、やはりこの報償費の部分で938万5,000円と、これだけの分をお返ししていると、そういうことですので一つご検討いただきたいと、そういうように要望だけしておきます。一度、問い合わせをして確認してください。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 議員、ご紹介いただきました所沢市の件については、新聞報道等でも、我々も周知しているところでございます。このふるさと納税の返礼品のあり方につきましては、国会で答弁等も総務大臣のほうが行っているように、現在、総務省のほうで返礼品のあり方の見直しの検討が進められていると聞いております。

その方針につきましては、おおむね4月ぐらいまでにはまとまると聞いておきまして、それを受けて恐らく総務省のほうから各市町村のほうに、今後のふるさと納税の返礼品のあり方についての方針が示されるかと存じておりますので、私どもといたしましても総務省の指導に従いまして、適切に今後判断していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ふるさと応援サイト掲載料について、関連でお聞きしたいんですけども、この間お聞きしたと思うんですが、この応援サイト、1社掲載されているということをお聞きしたと思うんですけども、今後は、例えばほかにサイトがあると思うんですけども、町としてほかのサイトにも掲載していくかどうか、そういうお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 ふるさと納税の周知を図るためには、ふるさと応援サイトへの登録というのは非常に有効な手段かというように考えております。これまではふるさとチョイスというのとふるぽとJTBのサイトと二つ載せていたのですが、3月1日から新たにもう1社、ちょっと申しわけございません、名称を忘れてしまったけれどももう1社追加でさせていただいております、3月1日から3社のほうで広報のほうをさせていただいているところでございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 後でどこに掲載されているかというのをお聞きできますでしょうか。資料をいただければと思うんですけども、これはできますか。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 掲載サイトにつきましては、またお知らせをさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 資料の提出、全議員に一つよろしく願いしておきます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号「専決処分の承認を求める件（平成28年度岬町一般会計補正予算（第7次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第1号は承認することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第2号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第2、議案第2号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件につきまして、概要を説明いたします。

足元の景気は穏やかに回復しつつあるとされているものの、最近の海外の政治や経済政策について、不透明感が増大しております。日本経済はこうした影響を大きく受けることから、本格的な回復にはなお時間がかかると見られています。

また、本町の財政状況は、歳入につきましては地価の下落等により、町税収入の減少が見込まれることから、補助金や起債などの特定財源の確保策が重要となるとともに、歳出におきましては少子高齢化の進展にかかる社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など事務的経費が財政を圧迫しており、引き続き厳しい状況にあることには変わりはありません。今般の補正予算につきましては、国の補正予算を受け実施する事業、決算見込みを踏まえた不用額の調整、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは議案書の1ページをご参照いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,238万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億315万8,000円とするものでございます。

2ページの第一表歳入歳出予算補正をごらんください。まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照いたします。

地方交付税といたしまして、普通地方交付税の交付決定に伴い、3,298万1,000円を減額計上するものでございます。国庫支出金につきましては、4,763万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、小学校、中学校の普通教室や特別教室等に空調設備を設置するに当たり、国の補正予算を活用するもので、学校施設環境改善交付金といたしまして、小学校分2,734万1,000円、中学校分1,907万7,000円、また追加交付決定に伴い、社会保障税番号制度システム改修費補助金112万7,000円をそれぞれ計上するものでございます。

府支出金につきましては、116万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、結婚に伴う経済的負担を軽減するとともに、新婚世帯の転入の促進を図るための結婚新生活支援事業補助金90万円、新子育て支援交付金、乳幼児医療助成費等の追加交付分21万

9, 000円をそれぞれ計上いたしております。

寄附金につきましては、3, 010万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、岬ゆめ・みらい寄附金の決算見込みの伴い3, 000万円を計上するほか、個人からの寄附といたしまして小学校費寄附金5万円、保育所への児童福祉寄附金5万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金8, 729万3, 000円、岬ゆめ・みらい寄附金をいただいた方への謝礼等の経費に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金1, 377万1, 000円、合計で1億106万4, 000円を計上するものでございます。

町債につきましては、1億6, 540万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、国の補正予算を受け実施する小学校、中学校の空調設備の整備事業に充当するための小学校整備事業債1億740万円、中学校整備事業債5, 800万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしましては、4, 060万5, 000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、自己都合退職の申し出に伴う退職手当3, 196万9, 000円、岬ゆめ・みらい寄附金、寄附をいただいた方への謝礼1, 153万6, 000円を増額計上する一方、住民情報システム改修委託料の不用額692万6, 000円を減額計上いたしております。

民生費といたしましては、274万8, 000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員の人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金、職員給与費等130万9, 000円を減額計上する一方、健康ふれあいセンター内のプールの湿気対策に必要な引き戸設置工事73万4, 000円、乳幼児医療助成費につきましては、年度末までの決算見込みに伴う不足額を285万1, 000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

土木費につきましては、2, 468万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道畑山線の見通しが悪く、車道の融合時に危険な箇所にかかる分筆登記委託料及び道路用地買収費を合わせて158万円、下水道事業にかかる算定方法の変更に伴う下水道事業特別会計繰出金2, 310万円をそれぞれ計上いたしております。

消防費につきましては、泉州南消防組合職員の早期退職などに伴う消防組合への負担金403万8, 000円を計上いたしております。

教育費につきましては、2億1,031万2,000円を計上いたしております。主な内容としたしましては、国の第2号補正にかかる補助金や地方債を財源に、淡輪、深日、多奈川の三つの小学校及び岬中学校の普通教室、特別教室などの合計81室に空調設備を設置するもので、空調設置工事設計業務委託料、空調設置工事監理業務委託料、空調設置工事を合わせまして、小学校設置分1億3,477万円、中学校設置分7,709万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金を基金に積み立てるための3,000万円を計上いたしております。

次に4ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。結婚新生活支援事業のほか、8事業を掲げております。国の補正予算に伴うもののほか事業の進捗により、翌年度に繰り越しが見込まれる事業について、それぞれ繰越限度額を計上するものでございます。

最後に5ページをご参照願います。第3表、地方債補正をごらんください。小中学校への空調設備の設置に伴い、小学校整備事業1億740万円、中学校整備事業5,800万円、合計1億6,540万円を、新たに地方債の限度額の追加を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、この場をおかりしてお聞きをしたいと思っております。議案10ページの国庫支出金、総務費国庫補助金のところで、社会保障税番号制度システム改修費補助金という項目がございます。この改修内容についてお聞きをしておきたいと思っております。

それから、議案の18ページのところで、小学校と中学校の教室へのエアコンの設置の説明が

ございましたが、合計81室分ということでありました。この81室分といいますのは、小学校、中学校の全ての普通教室ということに当たるのか、その設置場所についてお聞きをしたいと思えます。お願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 私のほうからは、社会保障税番号制度システム改修費補助金の件につきまして、ご答弁をさせていただきます。

この社会保障税番号制度システム改修費用にかかる国の補助金につきましては、総務省分、厚生労働省分からの補助となっております。内容といたしましては、社会保障税番号制度システムの総合運用システムを構築するための住民基本台帳、いわゆる住基サーバー、それから税システム中間サーバーを改修するための補助金でございます。

○道工晴久議長 学校教育課長、澤 憲一君。

○澤学校教育課長 それでは質問にお答えさせていただきます。小学校、中学校に設置します空調の内訳ですけれども、普通教室、特別教室ですね、それぞれの学校とヒアリングを行いまして、必要な教室に全て一応設置するというようにしております。数字としましては、淡輪小学校の普通教室が14室、特別教室が13室、深日小学校の普通教室が6室、特別教室が5室、多奈川小学校の普通教室6室、特別教室が8室となっております。中学校につきましては、普通教室が9室、特別教室が20室ということで、合計81室ということになっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 社会保障税番号制度システムの改修についてですけれども、今、ご説明をいただきましたが、なぜ改修が必要になったのかがよくわからないんですけれども、そのあたりについてご説明をいただければと思います。

それから、小学校、中学校の普通教室、特別教室へのエアコンの設置については、補助金の申請に一定の事務的な苦勞があったところでしょうし、採用がされてよかったなと思いますので、この後の設置についても、いろんな実務上のご苦勞がおりかと思えますけれども、一刻も早く快適な環境で子どもたちが勉強に集中できるようにと、そのために引き続きご尽力いただきたいと申し上げておきたいと思えます。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 社会保障で番号制度のシステムの改修につきましては、社会保障制度それから税におきましてマイナンバーとの連携を図るために、総合的な運用システムの改修を図るというものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 総務委員でないので質問させていただきます。この２ページの中で、平成２８年度補正予算において地方交付税の歳入減が約３，２００万円の減額となっているんですけども、この理由についてちょっとお聞きしたいんです。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 和田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。この地方交付税、当初はこのうちの内訳としまして、１６億８，１００万円というのが普通地方交付税、それと特別交付税が２億６，５００万円という形で、まず当初予算で計上いたしておりました。

それにつきましては、平成２７年度の決算額、普通交付税の分はこれ減らしているわけなんですけれども、平成２７年度の決算額に総務省が財務省と折衝するときの地方財政対策というものがございまして、その中の伸び率がマイナス２．３％であったという形で当初計算していたわけなんですけれども、このそもそも交付税と申し上げますのは、財源の総枠というものは決まっております。

それにつきましては、所得税の３３．１％、法人税の３３．１％、酒税の５０％、それと消費税の２２．３％、地方法人税の１００％ということで、それが交付税の原資という形になっておりますので、その税の状況によりまして変動するということがまず考えられます。

それともう一つ、平成２８年度につきましては、国勢調査の人口が反映される年であるということでありまして、本町につきましては、前回の国勢調査の人口から１，５５７名が減っておるという状況もございまして、その中で単位費用等も含めて減少したものであるのではないかと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 国の規定では難しいと思いますが、この地方交付税は余り、地方自治体にとっては本当に貴重な財源であるんです。ですから、少しでも多くなるように頑張ってください。よろしく願いしておきます。

○道工晴久議長 他に大綱的質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成２８年度岬町一般会計補正予算（第８次）の件については、会議規則第３９条第１項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第3号「平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第3、議案第3号、平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、起債借入予定額決定に伴う財源構成によるものでございます。まず歳入といたしまして、予算書の2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金、一般会計繰入金としまして、起債借入予定額決定に伴う財源構成により、2,310万円を増額し、2億9,602万円とするものでございます。町債としましては、起債借入予定額決定に伴い、2,310万円を減額し、2億1,720万円とするものです。

次に、歳出といたしまして、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

公債費、公債費につきましては、歳入でご説明いたしましたように、起債借入予定額決定に伴う財源構成により、特定財源のうち地方債を2,310万円減額し、一般財源を2,310万円増額するものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成28年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第4号「平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第4、議案第4号、平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件につきましてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の調整にかかる経費について計上いたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億891万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金を130万9,000円減額いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照いただきたいと思います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページをご参照いただきたいと思います。

歳出につきましては、総務費、総務管理費において計上しております職員の人事異動に伴い、人件費を130万9,000円減額するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、平成29年度当初予算に関する説明、及び日程第6、議案第5号「平成29年度岬町一般会計予算の件」から、日程第16、議案第15号「平成29年度岬町水道事業会計予算の件」まで、12件について説明を求めます。副町長、中口守可君。

○中口副町長 日程第5、平成29年度当初予算に関する説明、及び日程第6、議案第5号、平成29年度岬町一般会計予算の件から、日程第16、議案第15号、平成29年度岬町水道事業会計予算の件まで、合わせて12件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

なお、昨日、田代町長の町政運営方針に基づきまして、会計別の詳細な増減額及び増減理由を含めまして、説明させていただきます。

それではまず、平成29年度岬町一般会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ91億600万円を計上いたしており、対前年比12.8%の増となっております。なお、借換債の発行に伴い、平成29年度予算では、8,970万円、平成28年度予算では4,270万円を、歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年比は12.3%の増となっております。

第2条は、債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書8ページ第2表、債務負担行為に書かれております大阪セキュリティクラウド事業など2事業につきまして、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては、予算書9ページ第3表、地方債に掲げております、坊の山整備事業など13事業につきまして、起債の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書11ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては、対前年度2,036万円減額の20億1,531万9,000円を計上いたしております。景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、人口減少に伴う納税義務者数の減少や主要企業が少ない本町におきましては、国の経済政策等の効果が十分には行き届いていない状況にあります。

本町では、厳しい財政状況を背景に、平成19年度以降導入してきました固定資産税の超過課税0.3%につきましては、平成25年度の0.1%の引き下げに続きまして、平成28年度はさらに0.1%の引き下げを行ったことで住民負担の軽減を図ってきました。税収は減少傾向にあり引き続き厳しい環境が続くと予想されますが、今後とも行財政全般にわたって改革を推進し、財政効果額を捻出することで対応するものでございます。

款2、地方譲与税から、款9、地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては、合計で5億748万1,000円を計上いたしております。平成28年度の収入見込み及び平成29年度の地方財政計画などを踏まえて計上いたしております。景気回復基調のおくれなどを考慮しまして、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金の減少等に伴い、対前年度8,990万6,000円の減額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況や平成29年度地方財政計画などを踏まえまして、対前年度5,200万円減額の18億9,400万円を計上いたしております。

す。内訳といたしましては、普通地方交付税が16億2,900万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度444万4,000円減額の5,431万8,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、保育所保育料の増加などにより、対前年度273万円増額の1億1,850万8,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、町道海岸連絡線整備事業や町営緑ヶ丘住宅建設事業などに係る社会資本整備総合交付金の増加などにより、対前年度5億4,526万9,000円増額の16億7,035万9,000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増加などにより、対前年度527万5,000円増額の5億225万3,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地売払収入の増加などにより、対前年度209万8,000円増額の4,737万8,000円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより、対前年度1億8,643万9,000円増額の2億175万円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度1億6,479万9,000円増額の4億9,335万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金として、前年度と同額の1億5,000万円、岬ゆめ・みらい基金繰入金2億451万円、各財産区などの特別会計繰入金を合計で6,613万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

款19、繰越金につきましては、平成28年度決算見込みを踏まえ、4,900万円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、スポーツ振興くじ助成金の減少などにより、対前年度4,920万円減額の7,998万3,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては、14億6,830円を計上いたしております。町道海岸連絡線整備事業に伴う町道整備事業債の増加などにより、対前年度2億9,430万円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は、2億4,730万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書12ページ、13ページをごらんく

ださい。なお、詳細につきましては50ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、平成28年度に公用車を購入したことなどにより、対前年度1,047万2,000円減額の1億637万6,000円を計上いたしております。拡充施策といたしまして、これまで町の広報紙「みさきだより」の紙面の一部を利用して定例会などの議会報告を行ってきましたが、別途新たに「議会だより」として町民に開かれた議会を実現するために発行いたします。

款2、総務費につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金をいただいた方への返礼費用などに係るふるさと応援事業や退職手当の増加などにより、対前年度8,411万8,000円増額の10億8,687万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、深日港活性化の取り組みを進めるため、本町と洲本を結ぶ旅客船を一定期間社会実験運航し、航路復活に向け需要の開拓を行ってまいります。また、地方創生総合戦略事業といたしまして、地域活性化に意欲のある人材を「地域おこし協力隊」として募集しまして、移住・定住支援活動などを行っていただくことで地域の課題に取り組みます。また、拡充施策といたしましては、人口定住を図り地域の活力を維持するため、「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた移住・定住支援やタウンプロモーションの取り組みを引き続き進めるに当たり、出産祝金の支給額を拡充することで子育て環境の向上を図ります。あわせまして、起業・創業支援補助制度を創設するとともに、大阪大学と連携した空き家活用事業に取り組むことで、人口流出・雇用の創出など本町の地域課題の解決を図ってまいります。

款3、民生費につきましては、ホームヘルプサービスなど障害のある方への福祉サービスの給付や、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金の増加などにより、対前年度5,472万7,000円増額の23億9,323万円を計上いたしております。新規施策といたしましては、子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けができる人との相互援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）や児童が保育中に体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所の看護師等が緊急的な対応を行う病児保育事業（体調不良児対応型）を新たに実施することで、保育サービスの充実を図ってまいります。また、乳幼児がいる保護者が来庁した際に、授乳やおむつ交換ができるスペースを庁舎内に確保することで、子育て支援世代に優しい環境づくりを進めてまいります。拡充施策といたしましては、保護者の就労形態の多様化や保護者のニーズに応え、安心して働くことができるよう多奈川保育所におきまして、ゼロ歳児保育を新たに実施するとともに、全ての町立保育所で入所要件を「生後6カ月から」を

「生後57日から」に拡充いたします。また、高齢者の生きがいつくりや就労機会の確保を図るため、シルバー人材センターへの活動支援を強化することで元気な高齢者の社会参加の機会の提供に努めます。

款4、衛生費につきましては深日火葬場解体撤去事業の増加などにより、対前年度5,748万2,000円増額の6億5,372万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、出産前後にひとり親家庭などの理由で親族等の支援を受けることが困難な家庭に対して、低額で家事や育児のヘルパーの派遣を行います。また、災害発生時には災害医療センターとしての役割を担うこととなる保健センターは、耐震性に不安がある現状を鑑み、平成29年度に耐震診断を実施しまして、診断の結果を踏まえ今後の耐震補強を検討してまいります。拡充施策といたしましては、現在休止中の深日火葬場の解体撤去につきまして、これまでのダイオキシン調査、解体撤去工事設計業務に続きまして、平成29年度は本体工事を実施するとともに、今後の跡地利用について検討を行ってまいります。

款6、農林水産業費につきましては、小島漁港公衆便所整備事業の増加などにより、対前年度562万6,000円増額の6,240万3,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、道の駅みさき整備事業の減少などにより、対前年度3億3,465万1,000円減額の1億2,873万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックのビーチバレー競技の事前トレーニングキャンプ地を、せんなん里海公園ビーチバレー競技場（潮騒ビバレー）に誘致するためのパンフレットを作成することで、町のPRに努めてまいります。拡充施策につきましては、「みなとオアシスみさき」を核とした地域を活性化するための観光案内所の運営の充実を初めとして、観光協会が行う町のPR活動に必要な観光イベントの実施や、ポスター、リーフレットの作成等に加えまして、大学との連携による新規事業の企画などを通して、まちの情報発信等に対する観光協会への助成を強化することで町の魅力の発信に努めてまいります。

款8、土木費につきましては、町道海岸連絡線整備事業や町営緑ヶ丘住宅建設事業の増加などにより、対前年度9億9,970万7,000円増額の27億7,178万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、現在整備中の町道海岸連絡線との接続を図ることで、災害時などの緊急交通道路としての（仮称）町道美崎苑連絡線整備事業に着手するほか、町内各所に設置している現在の蛍光灯タイプの外灯をLED外灯に切りかえを行うことで、省エネを推進するとともに、維持管理経費の抑制を図ってまいります。拡充施策につきましては、町道西畑線整備事業について、平成28年度の設計業務に続きまして、平成29年度は用地取得な

どを行うことで平成32年度の完成を目指します。また、町道海岸連絡線整備事業及び町営緑ヶ丘住宅建設事業につきましては、いずれも平成29年度完成に向けて、引き続き鋭意実施してまいります。

款9、消防費につきましては、消防車両整備事業の増加などにより、対前年度1,745万2,000円増額の3億8,176万3,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、淡輪分団に配置している消防車両の更新を行うことで、地域の消防力の充実を図ります。また、全国的に初期消火活動の重要性が再認識されている中で、初期消火活動に有効な消火器用具（投てき型消火剤・てんぷら油火災用消火剤）を各世帯に配布することで、被害の抑制及び防火意識の向上を図ります。

款10、教育費につきましては、深日小学校グラウンドの改修事業の減少などにより、対前年度1,848万4,000円減額の4億3,628万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、近年の気温の上昇傾向などに鑑み、園児や職員の健康に配慮するため、淡輪幼稚園の保育室などに空調設備を設置することで環境の改善を図ってまいります。なお、小学校・中学校の空調設備につきましては、平成28年度の国の補正予算において採択を受けました学校施設環境改善交付金を財源に、平成28年度予算を平成29年度に繰り越した上で整備することで、学習環境の改善を図ってまいります。これにより平成29年度中には、全ての町立幼稚園、小学校、中学校におきまして、環境が整えられることになるわけでございます。拡充施策につきましては、専門的な立場からいじめ・不登校等の諸問題の解決を図るために、現在、小学校にスクールカウンセラーを設置しておりますが、新たに幼稚園にも設置することで、就学前からの教育機会の充実を図ります。

款12、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度993万6,000円減額の8億5,681万1,000円を計上いたしております。なお、借りかえを除く対前年度は、5,693万6,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金積立金の増加などにより、対前年度1億8,843万1,000円増額の2億2,301万7,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成29年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書178ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ33億2,262万1,000円を計上いたして

おり、対前年比3.5%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書183ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては186ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の減少などにより、対前年度2,736万1,000円減額の6億6,238万1,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などとしたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料としたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の増加などにより、対前年度1,247万5,000円増額の6億599万5,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金としたしまして、対前年度373万6,000円増額の5,918万8,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度1億27万6,000円増額の9億8,636万4,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金の増加などにより、対前年度319万2,000円増額の1億7,453万8,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金の増加などにより、対前年度1,712万6,000円増額の6億2,771万5,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子としたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度401万9,000円増額の2億590万3,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の増加などにより、対前年度3万2,000円増額の53万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書184、185ページをごらんください。なお、詳細につきましては、198ページ以

降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度3,259万7,000円増額の6,885万8,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者高額療養費の増加などにより、対前年度4,016万円増額の21億5,897万8,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度2,282万2,000円増額の2億8,391万5,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度73万8,000円増額の92万2,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、前年度と同額の1万円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度216万3,000円減額の9,560万円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金の増加などにより、対前年度1,936万8,000円増額の6億5,319万3,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度2万7,000円減額の2,849万4,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、特定健診事業や生活習慣病予防対策事業のほか、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じて医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。新規施策といたしましては、保健センターの協力を得まして歯科検診を新たに実施し、歯科疾患の予防、早期発見・早期治療を行うことで生涯にわたって心身ともに健やかで質の高い生活を営むための口腔の健康の保持・向上に努めます。

款9、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款10、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして前年度と同額の100万円を、款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などとして前年度と同額の165万円を、款12、予備費につきましても前年度の同額の3,000万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算」でございます。

次に入る前に、一部訂正させていただきます。国保会計の歳出のほうで、款6でございますが、介護納付金につきましては正しくて、先ほど私のほうから介護給付金と言ったので訂正させていただきます。

次に「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」につきまして、ご説明いたします。
予算書222ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億7,484万円を計上いたしており、対前年度比8.3%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の226ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、229ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度1,648万6,000円増額の2億945万8,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度381万6,000円増額の6,456万円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、健康診査等事業費補助金の増加などにより、対前年度81万9,000円増額の82万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書227ページ、228ページをごらんください。なお、詳細につきましては、233ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の増加などにより、対前年度33万4,000円増額の363万8,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度1,996万8,000円増額の2億7,008万3,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の20万円を、
款4、予備費につきましても、前年度と同額の10万円をそれぞれ計上いたしております。

款5、保健事業費につきましては、新たに健康診査等事業費委託料として81万9,000円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町下水道事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書238ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億1,592万3,000円を計上いたしており、対前年度比4.7%の減となっております。なお、下水道事業借換債といたしまして、平成29年度予算では3,500万円、平成28年度予算では3,600万円を、歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は、4.9%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書241ページ「第2表 地方債」に掲げております。下水道事業など2事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の243ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、246ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,728万4,000円増額の3億301万3,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、公共下水道事業債の減少などにより、対前年度4,930万円減額の1億9,100万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は、4,830万円の減額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度163万1,000円減額の836万9,000円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入といたしまして、3,000円減額の76万2,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の増加などにより、対前年度81万3,000円増額の1億1,072万7,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度787万4,000円減額の205万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書244ページ、245ページをごらんください。なお、詳細につきましては、250ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度295万8,000円

減額の1億617万4,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、公共下水道事業費の減少などにより、対前年度2,902万3,000円減額の7,054万4,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費551万9,000円、公共下水道事業費6,502万5,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元金償還金の増加などにより、対前年度127万円増額の4億3,920万5,000円を計上いたしております。なお、借換を除く対前年度は、227万円の増額となっております。

以上が「平成29年度岬町下水道事業特別会計予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。予算書265ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,425万7,000円を計上いたしており、対前年度比8.5%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の269ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、272ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度124万円減額の1,290万円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度8万8,000円減額の135万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書270、271ページをごらんください。なお、詳細につきましては、274ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度132万8,000円減額の371万1,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、前年度と同額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」につきまして、ご説明いたします。

予算書の278ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ18億6,600万1,000円を計上いたしており、対前年度比0.2%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書281ページ「第2表 債務負担行為」に掲げております。地域包括支援センター運営事業につきまして、期間及び限度額を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書283ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、286ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度221万5,000円減額の3億5,171万7,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、指定地域密着型サービス事業者等指定手数料の増加などにより、対前年度1,000円増額の5万3,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、地域支援事業交付金の増加などにより、対前年度804万8,000円増額の4億3,713万2,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、地域支援事業支援交付金の増加などにより、対前年度133万8,000円増額の4億9,312万1,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、地域支援事業交付金の増加などにより、対前年度139万6,000円増額の2億5,433万9,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度5万3,000円減額の5万8,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度435万4,000円減額の3億2,945万9,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億8,879万7,000円、介護給付費準備基金繰入金4,066万2,000円となっております。

款11、諸収入につきましては、介護保険料延滞金の減少などにより、対前年度1万6,000円減額の12万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の284ページ、285ページをごらんください。なお、詳細につきましては、294

ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度786万4,000円減額の5,524万2,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、新しい総合事業が開始されることに伴う介護予防サービス給付費の減少などにより、対前年度3,936万2,000円減額の17億350万3,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業の開始などにより、対前年度5,137万1,000円増額の1億465万6,000円計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましても200万円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書325ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ185万7,000円を計上いたしております。対前年度比89.6%の減となっております。

本勘定は、地域包括支援センターの機能の一つであります指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアプランに係る経費の経理を行っております。平成29年度から地域包括支援センター運営業務の委託化に伴い、当該経費につきましては保険事業勘定において計上いたしております。したがって、介護サービス事業勘定で計上する予算は、原則平成28年度3月給付分のみとなることから、前年度に比べ大きく減少いたしております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の329ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、332ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、居宅予防サービス計画費収入の減少などにより、対前年度1,594万1,000円減額の185万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の330ページ、331ページをごらんください。詳細につきましては、334ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度1,594万1,000円減額の185万7,000円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書337ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ941万3,000円を計上いたしており、対前年度比24.8%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の341ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、344ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入の減少などにより、対前年度103万9,000円減額の195万9,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度290万9,000円増額の745万3,000円を計上いたしております。

なお、繰越金につきましては、科目を廃止しております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

予算書342、343ページをごらんください。なお、詳細につきましては、348ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度44万6,000円減額の497万9,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度231万5,000円増額の343万4,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町淡輪財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町深日財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の354ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ4,552万6,000円を計上いたしており、対前年度比10.6%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の358ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、361ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の減少などにより、対前年度22万9,000円減額の2,144万8,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、対前年度4,000円減額の4,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度517万3,000円減額の2,407万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書359ページ、360ページをごらんください。なお、詳細につきましては、365ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度42万2,000円減額の636万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度498万4,000円減額の3,816万3,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町深日財産区特別会計予算」でございます。

次に、「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の371ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ6,562万円を計上いたしており、対前年度比1.4%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の375ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、378ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の増加などにより、対前年度25万円増額の83万7,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上

いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度64万7,000円増額の6,478万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書376、377ページをごらんください。なお、詳細につきましては、382ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度45万1,000円減額の758万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度134万8,000円増額の5,703万7,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が「平成29年度岬町多奈川財産区特別会計予算」でございます。

最後に、「平成29年度岬町水道事業会計予算の件」につきましてご説明いたします。

予算書の388ページをご参照願います。

第2条の平成29年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,042戸、年間総給水量186万8,064立方メートル、1日平均給水量5,118立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億5,519万4,000円、事業費用5億2,454万7,000円を計上いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1,532万5,000円、予算書389ページをご参照願います。資本的支出1億8,171万5,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億6,639万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第6条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第8条では、たな卸資産の購入限度額を、第9条では、建設改良事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成29年度一般会計予算のほか10会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。お見苦しい声でどうも申しわけないです。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。中原君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、この場をおかりして何点かお尋ねしたいと思います。

まず1点目に、人件費等にかかわる分野でお尋ねいたします。このことについては二つの事柄をお聞きしたくて、一つは臨時職員の賃金雇用にかかわることと言うべきかもしれませんが、そのことにかかわってお尋ねをいたします。

臨時職員について社会保険料の加入義務が新たに発生するということが起こってくると思います。来年度において、その内容について、制度上の改定の内容、それからその影響についてもお尋ねをしたいと思います。その影響と申しますのは、臨時職員全数のうち何人この影響を受けるのか、その人数。それからもしも負担の料金について、社会保険料の、そのことについてももし今おわかりのことがあればお聞きをしておきたいなと思います。

それからもう1点、臨時職員の人件費にかかることでお尋ねをしたいのは、保育士の臨時職員の賃金についてであります。保育士の処遇の改善については、保育士不足の問題などもあって、社会的な大きな問題となっているわけですが、岬町においては待機児童がゼロということもありまして、一般的な都会、大阪府下でももちろん発生しておりますが、そういったこととはあらわれ方が少し違っているのかなとは思っておりますが、保育士不足の問題、また処遇の改善については岬町においてもきちんと考えていかなければならない問題であると思います。その上でお聞きしますが、保育士の臨時職員の処遇の改善も必要であると考えられるものですが、現在時給が幾らで、それはいつから据え置かれていることになっているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。大きな1点目として、ただいまの雇用の問題、特に臨時職員の雇用・処遇にかかわ

ることをお尋ねさせていただきました。

それから、ごめんなさい、今の事柄についてはちょっと予算書で何ページということお示しできないものですから、全体にわたることとしてお聞きをさせていただきました。

それから予算書の57ページ。款2総務費、目2の広報広聴費のところ節13委託料、法律相談弁護士委託料というものが掲げられております。直近の実績と、それから来年度における件数の見込みについてお聞きをしたいと思います。

同様に予算書63ページ、人権啓発費の中で人権相談事業委託料とありますので、これについても直近の件数の実績と来年度の相談件数の見込みについてお聞きをしたいと思います。

それから予算書の60ページから始まっている企画費にかかわることになるのかなと思っております。マイナンバーについての扱い方の考え方をこの場でお聞きしておきたいと思っております。マイナンバーの記載が必要になった場合、手続上、各課いろいろな部局でマイナンバーの記載を求められる申請手続がございますので、それを全ての課にわたって扱い方を一括してお答えをいただければ結構かと思うので、総務の担当になるかと思っておりますが、お聞きをしたいと思います。

まずマイナンバーの記載がなくても申請が受理されるのかということ。それから記載については現時点では義務ではございませんので、記載を強要するというような扱いをされないのか。それから記載をされていない場合、本人の確認というのは不要でありますので、こういったことを求めるようなことはしないのか。それから記載がないことをもって申請書が不利益な扱いを受けるといったことがないのか。最後に、番号が記載されている場合、番号の確認、本人確認等ができなくても申請を受け付けてもらえるのか。扱い上のことでこの5点についてお聞きしたいと思います。

それから町税にかかわることでお尋ねをいたします。予算書でいいますと66ページから始まる場所に当たるのかなと思うんですが、住民税の特別徴収の事務が今後発生してまいります。そのことにかかわってマイナンバーの記載の事務をどのようにされるのか、この場をおかりしてお尋ねしたいと思います。この住民税の特別徴収の事務といいますのは、事業所に送られるあの通知書でありますけれども、特別徴収税額の決定変更通知書が各事業所に通知、送付されることになるんですが、その書類の中に従業員のマイナンバーが記載されるかどうか、お聞きをしたいと思います。12桁ありますけれども、この記載の扱いについて現時点での考え方があればお聞きをしたいと思います。大きくは三つお尋ねしたかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○道工晴久議長 中原議員、マイナンバーにかかわる件でございますけども、直接、今は予算の審議でございますので、できればその件は外していただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。どうぞ、中原議員。

○中原 晶議員 これは発言回数には数えないという扱いですね。今、扱い方について五つの事柄をお聞きしたことを外してほしいということですかね。

○道工晴久議長 ですから、マイナンバーの申請書にマイナンバー入れないかんのとかありましたね。そういう件については当予算にかかわることではございませんので、できれば外していただければと思うので、原課のほうも答弁しにくいと思いますので、また別の機会でお願いしたいと思います。

○中原 晶議員 わかりました。そのようにしたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

臨時職員に係る厚生年金保険、健康保険の適用拡大についての状況かと思いますので説明させていただきます。

厚生年金保険、健康保険につきましては、平成28年5月に、28年10月1日から500人を超える事業者勤務する短時間労働者につきまして適用拡大がされたところでございます。それまでは30時間未満の短時間職員につきましては適用除外となっていたわけですが、その後、平成29年、この2月10日付で厚生労働省より厚生年金保険、健康保険の適用範囲の拡大についての通知がございまして、平成29年4月1日以降は500人以下の地方公共団体に対しても拡大するとの連絡があったところでございます。この通知を受けまして、常時雇用するものが500人以下であります本町におきまして、平成29年4月1日以降は短時間労働者の中で四つの要件を満たす場合は社会保険に加入する義務が生じたものでございます。その四つの要件といたしますと、週の所定労働時間が20時間以上であること。賃金の月額が8万8,000円以上であること。雇用期間が1年以上見込まれること。学生でないこと。この四つの要件でございませぬ。このことによりまして加入義務が生じたという状況にございます。

あと、影響についてですけども、岬町の臨時職員の中で、今回、予算上190名を予定しておりますけども、大体72名が影響あるのではないかなと見込んでおるところでございませぬ。大体臨時職員だけで72名の中で影響額といたしましては、町の負担の額といたしまして約1,000万円程度を負担することになるように見込んでおるところでございませぬ。

以上が臨時職員に関するものでございませぬ。

あと保育士ですね。保育士につきましては人事のほうで一応金額のほうをヒアリングしながら原課のほうと査定をしておりますので、私のほうから回答させていただきますが、時間給といたしましては1,020円としております。料金を改定したのが平成20年10月でございます。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 私のほうからは、法律相談の件数についてご答弁をさせていただきます。

まず最初にお断りさせていただきますが、直近の実績については、今、手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、総務文教委員会の中で改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

29年度の回数等についてご説明をさせていただきます。

29年度につきましては今年度と同様、月2回の開催を予定しておりますので、年間では24回となっております。なお、1回につきましては最大6名までの受付をさせていただき予定をしておりますので、延べ人数、延べでいきますと144名分になるかと思っております。

○道工晴久議長 西君、資料ですが、総務文教委員会という話ですけども、所属してませんから全議員に配ってくださいね。お願いしておきます。

○道工晴久議長 総務部長、古谷君。

○古谷総務部長 人権啓発についてご質問をいただきました。人権相談事業委託料に係る件でございますが、人権相談の件数、実績でございますが、今年度、現時点までで12件でございます。また、29年度予算編成に当たりましては10件を見込んでおります。

○道工晴久議長 答弁漏れございませんか。よろしいですか。中原議員。

○中原 晶議員 徴税のこと、特別徴収のことについては。

○道工晴久議長 特別徴収の件。それはマイナンバーの記載という云々で出てきたではないんですか。

○中原 晶議員 ちょっと説明させていただきます。

先ほど、別の機会でもた質問してほしいとおっしゃられたのは、各申請等においてマイナンバーの記載が求められる場合の扱いについてでございました。これはちょっと聞いたことも細かいことでもありましたので、厚生委員会の中でなり、またお聞きをしたいと考えました。それで、町税にかかわるところということでお聞きしたのは、これは予算にかかわることでもありますのでお尋ねします。ただ、先ほど、厚生委員会ででも聞こうかなと言いましたが、これも全くお金が発生しないものばかりではありませんので、手続上。この予算と関係がないとは決して言えないと私は思いますが、ちょっと詳細にわたるという問題もありますので、私がお聞きすることがより具体的になったほうが良いということもありますから委員会でお聞きをしたいと思っております。

それで税務にかかわるその町税の問題ですね。そこでお聞きをしているマイナンバーの記載については、これはどの項目に入ってくるかということはこの予算書では私はちょっと理解しにくいところではあるんですが、考えられる費目といたしましては郵送料だとか印刷費なんかとして計上されてくるものかなと思います。各事業所に送られる住民税の特別徴収の通知事務の中で、従業員の分もマイナンバーの記載をするかどうか、またそのことに伴って郵送料にも違いが出てくるんですね。普通郵便、ちょっとご理解いただけたのかなと思うんですけど。普通郵便で扱うのが妥当か、ちょっとそれ以上に特定郵便というような扱いになってくるのか、そのあたりのことでお金は関係してきますからこの場でお聞きをしております。

○道工晴久議長 財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 中原議員のご質問にお答えいたします。

恐らくこれは給与関係の部分だとは思いますが、それにつきましては当然マイナンバーを付して事業者に送付するという形になります。送付につきましては特定郵便を用いて、その辺必ずその事業者が届くようにしてまいるという形で考えております。

○道工晴久議長 中原君。

○中原 晶議員 この場は大綱的質疑、質問という機会でありまして、私は総務文教委員会に所属していないという立場がありますので、余り突っ込んだ話は差し控えるべきかなとも思うんですけど、今お聞きしたマイナンバーの記載について、12桁のマイナンバーを記載して各事業所に送るというご回答であったかなと思います。確かに総務省のほうからはそのようにしてくださいという、ただそれぞれのところで実際の扱いは判断するよという、私から見ましたら都合のいい書き方をされて、通知のされ方をしてるようですけども、この問題は1事業所において考えますと、その事業所に働いている従業員のマイナンバーが付された資料が事業所に送られるということになるわけですね。それでもしもその事業所で働いている従業員が自分のマイナンバーを事業主に報告をしていない、知らせていないというときに、事業主にしたら自分は従業員のマイナンバーを知らないのに従業員のナンバーが勝手に記載されて町から送られるという問題が発生するんです。意味わかりますかね。ちょっと複雑ですけど。多分担当部局はおわかりかと思うんですけど。この問題は、事業所にとっては、事業所で従業員のマイナンバーを知った場合、集めた場合、それを適正に管理する義務が発生しますので、それを漏らさないように、例えばきちっと保管する金庫を購入しないといけないとか、マイナンバーの事務を扱う場合のパソコンを独自に買わないといけないとか、そういう新たな経済的な負担が発生する問題なんですね。なぜならマイナンバーを漏らしてしまった場合、それは故意であれ過失であれ、漏らしてしまった場

合、漏らしてしまった事業主に罰則が伴うからなんですね。嚴重に保管をしなければいけないということに制度上なっております。ですので、事業主の中には集めない、従業員からマイナンバーの提出を求めているところもあります。また、働いている側も労働者の側も提出していない場合もありますので、そのそういうマイナンバーについて知らせていない、また収集していない事業所・労働者にとっては、町が送りつける書類に勝手にマイナンバーが記載されているということになってしまうんです。町がどう考えようがですよ。客観的にそうになってしまうんです。そういう問題が発生しますから、他の事業所でも大阪府下でも他の団体でも、また全国的にも12桁の番号のうち一部を隠すとか、そういう扱いをするところが徐々に出てきているんです。そのように個人情報に当たりますから、妥当な扱いをされるべきと私は思うんですけど、今の私の考えていることに対してお考えが現時点であればお聞きをしたいと思います。

○道工晴久議長 ちょっと時間が経過しておりますけれども、まだあるんですか。

○中原 晶議員 まだあるんです。

○道工晴久議長 今の問題も含めて、ちょっと予算のかかわる部分についてのところがちょっと薄れているかなと思いますので、とりあえず今の件だけ財政部長のほうからお答えをいただいて休憩したいと思いますので。四至本部長。

○四至本財政改革部長 先ほどの中原議員のご質問ですけれども、本町としましてはやはり総務省の通知に従いまして事務を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 暫時休憩いたします。

13時10分にしようか。13時、1時でよろしゅうございますか。13時で再開をさせていただきます。

(午後 0時09分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続きまして会議をはじめます。

午前中の続きを始めたいと思います。中原君。

○中原 晶議員 これで3回目の質問ということになりますので簡潔に述べたいと思います。一つ先ほどの保育士の賃金のことですが、ご丁寧にお答えをいただきましたが、その件については厚

生委員会の中で引き続き質問させていただくようにしたいと思います。

それで臨時職員の社会保険料社会保険加入の問題、お答えをいただいております。それにつきましては一定の要件があり、それを満たす方については加入義務が発生するというのは当然のことです。ですから、それに従うということになります。現実問題として例えば月10万円ぐらいの給料を受け取っておられる方が社会保険料1万数千円なり、1万5,000円なり、本人の負担というのが発生するわけですね。町の負担が発生すると同時に、という問題があつて、手取り収入が減ることが発生してくるので、ケースによっては、生活上、手取り収入が減るということは、少し生活設計が変わってきたり、困る方も出てくるのじゃないのかなという心配があります。私はそういう懸念を持っているんです。

官製ワーキングプアというようなことにならないように、また雇用の創出という意味でも、町にしたら役割を果たしてほしいという考えを持っていますが、加入が発生する方に対して、この制度上のことをよく説明をしていただいて、またご本人ともよく相談をして、労働時間等について柔軟な対応が必要になってくるケースがあるのじゃないかなと、そういうケースにおいては、より丁寧な対応をするべきではないかなと思うのですが、そのことについては、どのようにお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 保井君。

○保井町長公室長 お答えいたします。通知が来ましたのが2月10日ということで、我々のほうといたしましても、臨時職員の方々に混乱を生じさせることはできないというものでございまして、2月21日に各所属課のほうにメールのほうで、まず連絡させていただいたところでございます。また、その間ですね、個別にご相談を受けたということもございまして、個別相談のほうも実際行っているところでございます。

また、2月22日につきましては、一般事務職員の臨時職員の採用試験のときに、改めて再度社会保険の適用拡大の資料配布を行って説明をしているところでございます。

あくまでも社会保険の義務化をということでございますので、義務化についての理解をお願いしているという状況でございます。

また、2月24日には、部長会議でも資料を提出いたしまして、再度、庁内での徹底もお願いしているところでございます。

このような中ですね、改めて今後どうしていくかということもございしますが、あくまでも義務化ということでございますので、我々のほうは個別相談も受けながら、社会保険の適用の義務化ということについてご協力いただきたいという立場でございまして、よろしくお願ひいたしま

す。

○道工晴久議長 他にございませんか。

田島君。

○田島乾正議員 私も総務委員会のほうに所属してませんので、この当初予算等について、財産区の問題について、2、3点ちょっとお尋ねしたいと思います。

財産区というのは、各字にありまして、財産区の特別会計の運用によって一般会計に繰り越しして、そして各字のいろんな住民サービスとか、いろんな義務的事業に貢献されていると、かように思うんですけども、ただ、本日の各財産区の説明をいただきまして、内容的には理解はいたしております。

ただ、完全に把握しているとは言い難いので、まず各字の財産区の場所、位置づけですね、どこに財産区があるのか、これは図式で説明してもらわないとわかりませんので、口頭では当然理解もしませんので、後日、資料、そういう図式の資料を配付していただきたい。

これで、淡輪なら淡輪、深日なら深日、多奈川なら多奈川で、どの地域とどの地域までが財産区の場所かと。これを把握しない限り、文書で説明していただいて、財産区の特別会計の運用については理解するんですけども、どこにあるのかということわからんでは、議員として本当に把握してないと、本当に議員としての責務を全うしてないと、かように思いますので。

そして、2点目が、財産区の特別会計の収益ですね。極端に言えば、多奈川財産区は土取り跡地は町と財産区で49対51という配分で、いろんな分、収益を配分していますよね。

そしたら、これは特別会計にはまるたんぼ、その収益が入っている財産区と、いやそうと違うと、事情あって、こういう収益については財産区の特別会計、そしてまたある団体か、ある組織のほうにお金が入っているのか入ってないのか、その点説明願いたいのと、そしたらどこからの収益やということをご答弁願いたい。なければならないで結構ですよ。

ただ、私は耳に挟んだということですので、挟んだらやっぱり確認するのが議員の責務ですので、それははっきり説明願いたいのと、過去の歴史についてもわかっておいたら説明していただきたいと、かように思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷君。

○古谷総務部長 財産区の財産がどこにあるのかということにつきましてはですね、詳細なものができるかどうか、ちょっと確約はできませんけども、資料をつくって、各議員に配付させていただく準備を進めたいと思います。

収益配分につきましては、ちょっと何年前か忘れましたが、約10年ぐらい前やと思いま

すけども、49対51で財産区の収益というかですね、財産売却収入については、その後、その以降の契約なりに係るものにつきましては、49対51で一般会計と配分するんだということになっております。

その以前の、前の契約等については、以前の考え方で進めておるといってございませう。

主なものとしましては、多奈川財産区ではですね、土砂採取跡地の賃貸収入が大きいようなものかなと。また、深日財産区におきましては、岬カントリーに係る土地賃貸借料が大きいなものだと考えております。

また、淡輪のほうは、これまた最近ちょっと寂しい状況でございまして、だんだん収益が少なくなっていると。一部売り払いもしておりますので、大変少なくなっているなというのが現状でございませう。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 特別会計等々について説明いただいたんですけども、深日の財産区の部分について、これ岬カントリーの部分については、まるたんぼ、言葉悪いんですけど、全額深日の財産区の会計に入っているんでしょうね。他の所には入ってないですね。そこだけちょっと確認したいんですけども。岬カントリーの部分。例えば池とか、そういうコースとか、その部分については、あれは深日の財産区と思うんですけども、

○道工晴久議長 古谷部長。

○古谷総務部長 お答えいたします。

岬カントリーさんがお支払いになっている賃借料といいますか、につきましては、過去に裁判沙汰にもなったと聞いておりますけども、財産区部分は当然財産区に入れていただきますし、南池土地改良区の分については南池土地改良区に権原としてあるというように確定しておりますので、そちらのほうにお支払いしていただいていると解釈しております。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 岬カントリーは、コース、一部コースと、そして、以前は上水道がなくて、一応上水道にかわるべき給水のためにそのたこ池という、通称たこ池ですわね、その部分のお水を購入していたと。その部分の使用料等を。

ぶっちゃけて、底地はあれは岬町の財産違いますの。雨水は天からの恵みもので、その水利のほうには権利あるんですけども、そっちはたこ池は恐らく岬町の財産と思うんですけど、これをぶっちゃけて、土地改良区も入ってますわね。お金が。

と思うんですけど、この点まだ、僕理解、もやっとしてますので、そしたら、この場で余り議

論してもあれですから、この部分についても、過去の裁判例とか、そういう土地改良区の言い分とか、そういう歴史、経緯をまた悪いですけど、私宛にちょっと資料請求この場をお借りして、しときますので、やっぱり地元議員として把握して、実態をやっぱり確認しとかんと、農家の方にいろいろ聞かれても、私は知りませんでは通りませんので、ということで、深日の財産区のこの分については、議長、悪いんですけど、資料請求しときますので、1つよろしくお願いします。

○道工晴久議長 1つ資料提供をお願いいたします。

他にございませんか。

竹原君。

○竹原伸晃議員 厚生委員会に所属しておりませんので、2点ほどちょっと確認させていただきたいことがございます。質問3回なので、2つ一緒に質問させていただきます。

一般会計予算書の25ページ、使用料及び手数料というところの、住民生活課コミュニティバス運賃ということで計上されている。これはバスに乗って100円ずつ払っていく方が納めるお金かなと思うんですが、1,033万3,000円ということになっているのかな。

前年度の予算書と比較してみますと、前年度は1,391万3,000円と予定されていた中、358万円も下がっております。

今年から支線も有償になると聞いておりますが、この辺の計算方法をどのようにされて試算されておるのか、お聞きしたいと思います。

それと2点目。2点目は、介護保険特別会計の介護サービス事業勘定のほうの予算で、これは全体的なばくつとした話なんですけど、提案理由の説明をお聞きしますと、今年度から委託事業になるので、こういうような予算組みだと聞き及びましたが、こういうようになる社会背景というんですか、それはどういう仕組みで、こういうような流れになっているからこうだというのがあれば教えてもらいたいのと、あと、金額的に前年よりも数%ということになっておりますので、この特別会計自体を残しておくのか残しておかないのかという議論にもなってくるのかなと思いますので、その辺の見解をあわせてお願いします。

以上2点お願いします。

○道工晴久議長 古橋部長。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず、バスの運賃でございますが、積算方法といたしましては、4月から運行しておりますので、4月から10月までの実績をもとに推計をいたしております。

また、支線についても有償運送に切り替えを行いますので、その支線の分も含めて10月まで

の実績をもとに計算をしているところでございます。

利用者数につきましては、厚生委員会協議会等で公共交通会議の内容について、簡単にご説明をいたしておりますとおり、前年より減少傾向にあるというところで、4月から10月までの実績をもとに算出をいたしております。

次に、介護保険サービス事業勘定でございますが、まず介護保険の地域包括支援センターにつきましては、今後、介護保険を運営していく、また機能強化をしていくというところで、地域包括支援センターの基本的な事業の分と、主にケアプランを作成する指定介護予防支援事業所の機能を社会福祉協議会に委託する予定としております。

その介護保険サービス事業勘定につきましては、先ほど申しましたように、主にケアプランをつくっております指定介護予防支援事業所に係る経費について計上いたしております。

これを、社会福祉協議会に委託をするというところで、本来であれば、切ってしまうところなんですけど、3月分について経理をしていく必要がございますので、大幅な減少となっておりますが、1月分相当額を計上させていただいているところでございまして、経過措置的な形の会計となっております。

最終的には、この会計につきましては、経理する必要がございませんので、会計を閉じる必要があると考えているところでございます。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 地域包括センターの件は理解いたしました。

先のコミュニティバス運賃の件ですが、4月から10月の利用実績を見てということですが、バスが有料になれば、やはり乗られる方も減るのかな。昨日の坂原議員の一般質問にもよりますけども、無料になったら乗る人が増えて、その逆で、有料になったら減るのかな。やはり、そういうことも加味してですね、しっかりと積算していただきたいのと、このように思っております。

普通考えると、有料になった分、追加になるのかなと思うんですけども、その辺また本年度も試験運行ということなので、じっくりと見きわめて、バスの施策を打っていただきたい、このように要望して質問を終わります。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号、平成29年度岬町一般会計予算の件から、議案第15号、平成29年度岬町水道事業会計予算の件までの11件を、会議規則第39条第1項の規

定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程第17、議案第16号「工事請負契約中変更の件(いきいきパークみさき広場整備工事)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷君。

○古谷総務部長 日程第17、議案第16号、工事請負契約中変更の件(いきいきパークみさき広場整備工事)について、説明をさせていただきます。

本工事は、現在、施工中でございますが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約金額につきましては、変更前1億1,653万2,000円、うち消費税及び地方消費税の額863万2,000円を、変更後1億2,296万6,640円、うち消費税及び地方消費税の額910万8,640円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南市岡田6丁目31番22号、株式会社旭工建、代表取締役社長重里一文でございます。

一部変更します工事の概要について説明をさせていただきます。

議案書と一緒にお配りしております別紙資料をご参照したいと思っております。

まず、1点目は、スポーツ団体からの要望に応えるための芝生広場周囲のネットフェンスの高さの変更であります。

当初は全て1.5メートルで計画しておりましたが、芝生競技広場から場外へのボールの飛び出しを少しでも防ぐため、芝生競技広場の周囲につきましては、高さを2メートルに変更いたします。

次に2点目は、真砂土舗装についてであります。当初は全体的に厚さ5センチで計画しておりましたが、現場の地盤を精査しましたところ、破碎岩交じりの礫質土であることが判明いたしました。使用者がけがを負うことが少なくなるよう、安全性を重視しまして、真砂土舗装厚を10

センチに変更いたします。

また、当初は、芝生広場の周囲とフェンスの間は、現状地盤に種子を吹きつけるという計画でしたが、現状の地盤が岩砕まじりの礫質土でありまして、子どもたちが遊ぶことを想定しますと、岩砕が出てくるとけがをしかねず、これにつきましても、安全性を重視しまして、芝生広場周囲についても真砂土で舗装をいたします。

このため、真砂土舗装面積が、当初計画の4,739平方メートルから7,230平方メートルへと増加いたします。

次に3点目は、野球場の防球フェンス基礎工についてであります。この基礎工に係る当初の設計は、基礎部分8カ所につきましては、土砂での地盤というものを想定しての削孔工法としておりましたが、施工中に地盤が岩盤であることが判明いたしました。よって、岩盤削孔工法に変更するものでございます。

また、芝生競技広場について、当初少年サッカー用として計画しておりましたが、ラグビー競技で使用する際も支障がないように、ラグビーゴール用の基礎工を追加いたします。

また、現場発生土の土量変更に伴いまして、築山の配置の変更を行います。

以上が、主な変更内容でございます。

その他の変更といたしましては、図面にはございませんが、ダンプトラック通行に対する安全対策につきまして、多奈川自治区長会と協議した結果、府道木ノ本岬線、それと多奈川小学校前の交差点に交通整理員を配置することといたしました。

提案理由及び変更する工事の概要は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

田島君。

○田島乾正議員 この件は委員会付託とか、いろいろ議運でいろいろ議論あった部分ですね。3回以内にちょっと質問と答弁をいただきたいと、かように思います。

この契約金額が1億1,600万円、そして変更後1億2,200万円、この変更金額は、私の計算では600万円の差が出ていると。これはどういう事情かということ、先ほど部長が図式で説明していただいたんですけども、冒頭、スポーツ団体からの要望があつて変更したと。

これ当初の計画では、スポーツ団体の要望がわからなかったのか。わかっていたのか。それとももう工事発注してゴーとなって、後で上がってきたのか。この問題と、そして岩盤であるとい

うのは当然誰が見てもわかることですよ。あの山、土取りするのに岩盤だらけでね、計画自体がもう岩盤ですね。そういうことで、真砂土をせないかんというのは、平米数書いているんですが、2, 491平米、やはり立米数でいかんとだめと思うんですね。それはもう当初からわかっているはずですね。

そういうことで、所管が2つに分かれると思うんですよ。契約の部分と、そして技術屋の専門の部分も一応ご答弁願いたいんですけども、この真砂土を深さ10センチに埋めて、そして立米数がどのぐらい要って、坪単価どのぐらいの単価があるか。それでフェンスですね、フェンスでも320メートル、このフェンスはどのような強固なフェンスであるのか。このフェンスの延べ数からいったら、大体常識のフェンスの施工費がわかってくるはずですね。

防球フェンスは、これ岩盤やから、最初から岩盤ってわかっているんですよ。白砂青松の砂浜じゃないんですよ。この部分、ちょっとおかしいと思う。

こういうこと、あと変更するんやったら、最初からもう分離発注しとけばよかったん違うのかなど、私個人的には思うてんですよ。反対じゃないんですよ。ただ、こういう分離発注すべきことと違うのかということ言ってる。ただ、場所的にこんなもの最初からわかっていることで、スポーツ団体からの要望であったという、そんなもん最初からスポーツ団体、要望上げてると思うんですね。この部分について、所管わかりますけども、どっちからでも結構です。説明してくれますか。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 私のほうからは、スポーツ団体の要望の件、ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

まず、この芝生広場の整備に当たりましては、当初スポーツ団体さんからいろいろ要望を伺いまして、芝の広場として整備するということで整備を始めたところでございます。

その後ですね、ラグビー少年団の卒団の方が日本代表として活躍するという場がございまして、夏に実施いたしましたタウンミーティングの中で、団体のほうから、ぜひあそこに頑張っているラグビーの少年団が競技できるようにラグビーのゴールをつけてほしいというのがまた追加で出てきたところでございます。

町のほうとしては、頑張らせていただいている岬町を代表する日本代表として活躍している選手を応援する、今後もそういう活動を支援していくということもありまして、追加として、今回ラグビーのゴールを新たに設置するというので対応させていただいたものでございますので、当初から新たに追加されたということをご理解をいただきたいと思います。

それにあわせて、ボールが飛んでいかないようにというようなこともありまして、若干フェンスの高さを上げさせていただいたということになってございます。

2点目の真砂土の引きならしの件でございますが、これについては、もともとここは浪速国道事務所の二国の発生土砂を置いていたところでございます。

当初、一番盛っている土については、礫も小さくて、ある程度そのまま上にかぶせれば何とか対応できるのかなと考えていたところなんですけど、この土砂の搬出が、当初3月までに撤去するというので準備していたのですが、実際は工程の関係もございまして7月近くまでかかってしまったということで、初めてその土を取った後の状況が、その時点でわかったということで、我々ももう少しいい土が出てくるのかなということで考えておったんですけど、実際、土をはがしてしまいますと、結構がれがあったということで、これでは危ないということで、真砂土のほうを追加させていただいたものでございます。

それとあと、防球フェンス、防球ネットの地盤の件なんですけど、この防球ネットにつきましては、野球広場から芝生広場へボールが飛び出すという事例が発生いたしまして、子どもたちが遊ぶ施設としては危ないということで、今ある防球ネットにさらにかさを高めるということで取りつけさせていただいたもので、従前の工事では岩盤までは到達しなかったんですけども、より深く基礎を掘る必要がございまして、我々が想定していたよりも深く掘ったところ、岩のほうが出てきてしまったということで、これももともとその地盤の状況が、従前の防球ネットのほうで考えていたところでございますので、少しちょっと、それよりも深い状況の基礎を掘らなければいけなかったということで、想定できなかった分ということでご理解いただければと思います。

○道工晴久議長 木下部長。

○木下都市整備部長 先ほどですね、価格、費用的なことをお答えさせていただきます。

まず、真砂土に変更させていただいて、トータル7、230平米になります。実際にその部分で増えますのが、経費込みで280万ほどかかってございまして、平米で直しますと、約ですが、390円。フェンスですが、この2メートルに、50センチ変更させていただいたのが、延長で320メートルございまして、その費用、増加分としまして、経費込みで140万になりますので、メートルで割ってみますと、約4、400円の増加ということでございます。

○道工晴久議長 田島君。

○田島乾正議員 後で変更というのは、まるきり変更変更ですわな。はっきり申しましてね、そら、他の公共工事でね、ガス管が出るとか、危険な埋設物があるとか、そら一部変更はいいんですけども、これまるきり後で変更、後で変更と、この芝生、またこれ植え込んでいるんですけども、

木下部長、この芝生の平米数からいってこの単価出せますか。出せない。芝生を設置するのに。幾らぐらいの費用で、真砂土の金額もわかりますわ。フェンスのあれもわかりました。芝生はどのぐらいのお金がかかっているかということ、計算、原価ってわかってるやろ。資料持ってないの。

後刻確認するというにすることにするわ。

ということで、これはもうはっきり言ってね、もう全体から工事の変更ですわな。

岩盤出るのはもう当然わかっているんですわ。岩がかたいんですわ、あそこは。そやからクラッシャーで砕いて空港埋め立てへ持って行ったんですわ。業者もその岩盤というのわかっているはずですよ。岩盤出るからって、そんなもんね、それはちょっと変更したらあかんと思う、岩盤でも。岩盤出てるんやったら、最初から計画、計算でせんと、そらラグビーの競技する場所つくるのはいいんですよ。ラグビー以外でも当然岩盤が出るから、スポーツ場所の適地やないですわな。そんなこと言い出したら。

そういうことで、それを指摘してるんですわ。何も反対してないですよ。そやから、今真砂土は208万の390円、フェンスは140万の4,400円と。これもうはっきりこういう数字を出していただかんと、何で一部変更やねんと。最初から変更しとけよと、そういう感じになりますので、この芝生の金額については後刻また報告してください。把握します。

確認のために質問しているの、反対のために質問してませんから、誤解のないように1つお願いしたいと思います。

ということで、木下部長、資料請求としますよ。くださいよ。芝生の部分については、私の質問は以上で終わります。

○道工道久議長 他にございますか。奥野 学君。

○奥野 学議員 今回の追加の費用について、何点かお聞きいたします。

まず、この1.5メートルから2メートルのネットフェンスの変更の件ですが、主にここで球技を、少年サッカーとかラグビーに、球技大会にと練習に使うと思うんですが、上げていただくのは結構かと思うんですが、結構2メートルぐらいだったら、まだまだボールも超えていくだろうと思います。

そして、このメイン道路に面したところですので、これから奥にいろんな企業さん、マエキンだとか、コーヨークリエイトさんとか、クロセさんとか、大きなトラックだとか、いろいろ出入りもこのメイン道路を使うことになると思うので、2メートル上げていただくのも結構ですが、もう少しまだ上げたほうが私はいいのじゃないかなと思います。

それと、この球技広場とこの築山と書いているんですかね。今度土を入れるところのこの境はフェンスは何もないんですかね。もう普段球技大会とか使っていないときは、一般の方がこの芝生にも自由に出入りしてもいいということなのか。その2点、お願いいたします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、フェンスの高さの件でございますが、議員ご指摘のとおりですね、フェンスは高いほうが当然ボール等は外へ出ていかないということで、あとは費用対効果との関係で、どこまでの高さまでするかということになるかと思えます。

周りにつきましては、北側は森というか公園になっておりまして、道路側につきましてもかなり広い緑地帯も設けておりますので、よっぽどのがないと、ボールは外へ飛び出していないのかなと考えてございます。

そういう点も含めまして、費用対効果等の観点からも、今回、1.5メートルを2メートルにさせていただいたところでございます。

2点目の、芝生広場周辺のフェンスがあるのかなのかという点でございますが、やはりオープンスペースとして開放感を持たすために、芝生広場の周りについてはフェンスは設けておりませんので、いつでも芝生の中に入っていただけるようにしております。

占用に、例えばサッカーの大会とか、ラグビーの大会があるときは占用としてご使用いただくわけですが、普段はオープンにさせていただいて、子どもさん方が芝生の上で遊んだり、家族の方がお弁当を広げたり、そういうくつろげる場として提供してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 奥野学君。

○奥野 学議員 フェンスを上げていただいて、様子を見ていただきたいと思いますが、私の子どもがサッカーとかいろいろやっていたので、多分しっかり蹴ってまだまだ外に出るんじゃないかと私は危惧いたします。

それと、この工事全体の関連でもう少し聞きたいんですが、もともとここ財産区さん、多奈川財産区さんの用地だったと思うんですが、これは町のほうに無償でお借りしているということなのか。

それともう1点、少年サッカーとかラグビーが主に使うんですが、これは少年サッカーとかの公式に子どもたちが公式の試合ができるものなのか。それ以上もう大人の公式の試合とかはできないサイズなのか。その辺どうでしょうか。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 お答えさせていただきます。

この場所につきましては、平成18年に多目的公園全体の公園整備をするに当たっての土地利用計画を定めておりまして、そこについては、公園として整備するという位置づけをした場所でございます。

用地につきましては、財産区の土地と岬町の土地が一部ございます。ただ、財産区の土地については、公園用地ということで、無償でご協力をいただいているところでございます。

2点目の芝生広場のスポーツ大会への対応ということでございますが、広場につきましては、大人も含めて公式の大会ができる広さを確保しておりますので、子どもだけでなく、大人の方もこの場所で大会というか、試合をやっていただけるということで考えてございます。

○道工晴久議長 奥野君。

○奥野 学議員 最後ですので、子どもだけのサイズになっているのかなと思いましたが、結構大人も使えるということでございます。こういう天然の芝ってなかなか近辺にもないと思いますし、他所からもそれこそ合宿だとか、結構そういうところにもまたPRしていただいて、どんどん使っていただくような方向にしていきたいと思います。これは要望でございます。

○道工晴久議長 次に、竹原君。

○竹原伸晃議員 2点ございます。ここの本日の今の議案は追加予算ということなので、追加予算643万円ほどあるということで、特に使用料に関して、使用料を上げるとかというようなことはなかったということを明言していただきたいと思います。後ほど議案31号でそのお金の話は出てくるんですけど、この補正予算に関して加味したということはないということを確認させていただきたい。

それともう1点は、今回、補正予算なので、このオープンの時期というのを、おおよそで構いませんので、工事の進捗と、芝生ですのでちょっと時間がかかるのかなと、このように思っておりますので、その辺、教えてください。お願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 お答えさせていただきます。

まず、使用料につきましては、議員のご指摘いただきましたように、後ほどいきいきパークみさき条例の改正を提案させていただくことにしております。その条例の中でも示させていただいておりますが、芝生広場については、ほかの多目的広場、野球広場と同等の時間500円の使用料ということで、同額を定めさせていただいているところでございます。

2点目のオープンの時期でございますが、議員もご指摘のとおり、芝生を長持ちさせるためには、根がしっかりと張って一定の養生期間が必要となってまいります。業者に確認しているところでは、やはり芽が出てから最低でも3カ月は養生してほしいということをおっしゃっておりますので、芝生の生育状況にもよりますが、早くても芝生が使えるのは夏以降になるかと考えてございます。

ただ、この広場につきましては、4月1日から利用がいただけるということで考えてございます。また、公園内にあるトイレにつきましては、3月に多目的広場のほうで少年サッカーの少し大きな大会が開催されます。また、自転車の大きな大会もいきいきパークのほうで開催されますので、利用者の利便を図るということで、トイレについては、先に供用させていただくということで準備を進めさせていただいております。

○道工晴久議長 竹原君。

○竹原伸晃議員 ただいまのお話を聞かせていただいて安心いたしました。それと関連してなんですけども、芝生の維持管理というところで、予算というのはきちっと見ていたつもりであるんですけども、芝生の維持管理費用というのは、きちんと確保できているということ、確認させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 地方創生企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 お答えさせていただきます。

今回整備するのは天然芝ということでございますので、やはり散水とか刈込みとか肥料等、ほかの広場に比べますと維持管理コストがかなりかかるかなと想定をいたしております。

今回、当初予算の中では、多目的公園の維持管理ということで、昨年よりも200万円ほど管理費を増やさせていただいております。

実際、管理した中で、どれくらいかかってくるかということになってくるかと思うんですが、できるだけコストを抑えながら、良好な環境を維持してまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようです。それでは討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号「工事請負契約中変更の件（いきいきパークみさき広場整備工事の件）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第16号は可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第18、議案第17号「泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第18、議案第17号、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議についてご説明させていただきます。

本件は、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町の2市2町による広域まちづくり課を共同設置することについて、地方自治法第252条の7第1項の規定により、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町と協議するにつき、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方分権を推進するとともに、事務の効率化を図るため、専門性の高いまちづくり、土地利用規制に関する権限委譲事務を広域にわたり共同処理することについて、泉南市、阪南市及び田尻町と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する規約（案）についてご説明させていただきます。

本議案書とあわせて配付させていただいております、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する規約の概要をあわせてごらんください。

まず、第1条では、大阪府から各市町に権限が委譲されるまちづくり及び土地利用規制に関する事務について、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町が内部組織を共同して設置することを定めております。

第2条では、内部組織の名称を広域まちづくり課とし、第3条では、幹事市を泉南市と定め、第4条では、広域まちづくり課の執務場所を泉南市役所内と定めております。

次に、第5条では、広域まちづくり課で処理する事務を定めており、1号については、地方自

治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、大阪府から関係市町が委譲を受けた事務のうち、まちづくり及び土地利用規制に関するもので、別紙規約の概要の5条にお示ししています1の開発行為の許可等と2の宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等の2事務となつてございます。

次に、2号につきましては、前号に掲げるもののほか、関係市町の権限に属する事務のうち、まちづくり及び土地利用規制に関するものとして、別紙規約概要の3、遊休土地に関する事務から28、土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等の26事務とするものでございます。

次に、第6条では、職員の選任方法を定めており、1項の選任につきましては、関係市町の長の協議により定める職員の候補者の中から幹事市の長が選任するものとし、2項では、職員の定数は関係市町の長が協議して定めることとしております。

なお、別紙規約の概要第6条にお示ししておりますように、大阪府より1名、幹事市である泉南市都市計画課の課長が広域まちづくり課の課長を兼任することにより0.5人、担当2人の計3.5人を予定してございます。

3項につきましては、幹事市の長は、第1項の規定により職員を選任したときは速やかにその旨を幹事市の長を除く関係市町の長に通知するものとし、4項では、広域まちづくり課の職員に欠員が生じたときは、その旨を幹事市の長が幹事市の長を除く関係市町に通知するとともに、第1項の規定により職員を選任するものとしてございます。

次に、第7条では、負担金について定めており、1項では、広域まちづくり課に要する経費は関係市町が負担し、負担金の額は関係市町の長が協議して定めることとしております。

2項では、他の関係市町は、前項で定めた負担金を幹事市に交付するものとし、3項では、負担金の交付の時期を関係市町の長が協議して定めることとしております。

8条では、予算について定めており、広域まちづくり課に関する収入及び支出については、幹事市の一般会計の歳入歳出予算に計上することとしております。

第9条では、決算報告について定めており、幹事市の議会の認定に付し、関係市町の長に報告することとしております。

第10条では、関係市町の諸規程について定めており、広域まちづくり課に関する条例、規則などについて相互に調整するように努めるものとし、第11条では、職員の身分の取り扱いを定めており、幹事市の職員の身分として取り扱うものとしております。

12条では、連絡会議について定めており、広域まちづくり課に関する連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとし、13条では、補則として、この規約に定めるもののほか、広

域まちづくり課の共同設置に関し必要な事項は、関係市町の長が協議により定めることを規定してございます。

次に、附則としまして、施行期日につきましては、この規約は平成29年10月1日から施行するものでございます。

次に、準備行為としまして、広域まちづくり課の設置のために必要な行為は、施行期日前において行うことができるとしてございます。

本件は、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第19、議案第18号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件」から、日程第21、議案第20号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」の3件については、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、議案第18号から議案第20号までの3件については、一括議題といたします。

議案第18号から議案第20号までの3件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第19、議案第18号、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行及び指定地域密着型サービスの指定指導事務について、泉佐野市以南3市3町による広域福祉課で処理するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面をご参照ください。

本条例につきましては、地方分権一括法による介護保険法等の改正に伴い、法律や省令で定められておりました地域密着型サービスの基準等について、市町村の条例で定めることとされたことにより制定をいたしましたもので、条例制定に当たっては、地域の実情を十分に参酌することとされておりますが、本町につきましては、国の基準と異なる基準を定めるほどの特別な理由が認められないことから、国の基準に準じた基準としているところでございます。

ただし、記録の保存年限につきましては、国の基準は2年とされておりますが、返還請求の時効5年でございますが、それとの整合性を図るために記録の保存年限をサービスを提供した日から5年間と定めるとともに、町独自の基準として暴力団排除を規定をいたしております。

本年4月より、本条例による指定指導事務について、泉佐野市以南3市3町で構成する広域福祉課で処理するに当たり、条例の形式を基準等についてその全文を記載する現行の全文型から国の基準を引用する引用型に全部改正をするもので、条例の内容につきましては変更はございません。

なお、平成28年4月に地域密着型サービスに移行され、本年3月までに条例で定める必要がある利用定員18人以下の通所介護、いわゆる小規模通所介護における基準等につきましても、今回の条例改正により、国の基準を引用することとなります。

また、記録の保存年限及び暴力団排除に関する規定につきましては、今回の改正においても、町独自基準として盛り込んでございます。

次に、附則といたしましては、施行期日を公布の日から定めるとともに、改正前の条例及び国の基準における18人以下の通所介護により保存されている記録であって、この条例の施行日に

において保存期間が満了していないものについても、その保存期間を5年間とする旨の適用区分を設けてございます。

以上が、条例案の概要でございます。

続きまして、日程第20、議案第19号、岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスの指定指導事務につきまして、泉佐野市以南3市3町による広域福祉課で処理するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきまして、ご説明をいたします。議案書裏面をごらんいただきたいと思います。

本条例につきましても、地方分権一括法による介護保険法等の改正により制定をいたしましたもので、本年4月より本条例による指定指導事務について、泉佐野市以南3市3町による広域福祉課で処理するに当たり、条例の形式を現行の全文型から国の基準を引用する引用型に全部改正をするものでございまして、条例の内容については変更ございません。

なお、記録の保存年限及び暴力団排除に関する規定については、今回の改正においても、町独自基準として盛り込んでございます。

また、附則につきましては、先の条例案と同様に、施行期日を公布日とするとともに、記録の保存における適用区分を定めてございます。

以上が、条例案の概要でございます。

続きまして、日程21、議案第20号、岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、指定介護予防支援等の指定指導事務について、泉佐野市以南3市3町による広域福祉課で処理するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案について、ご説明申し上げます。議案書の裏面をごらんください。

本条例の制定の背景等につきましては、先ほどの2議案と同様でございまして、本年4月より本条例による指定指導事務について、泉佐野市以南3市3町で構成する広域福祉課で処理をするに当たり、条例の形式を現行の全文型から国の基準を引用する引用型に全部改正をするもので、条例の内容には変更はございません。

なお、この条例におきましても、記録の保存年限及び暴力団排除に関する規定につきましては、町独自基準として盛り込んでございます。

また、附則につきましては、先の2条例案と同様に、施行期日を公布日とするとともに、記録の保存における適用区分を定めてございます。

なお、参考といたしまして、全部改正を提案させていただきます3条例において、それぞれが引用する国の基準である厚生省令でございますとか、先ほどご説明いたしました独自基準を記載をいたしました、岬町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める等の全部改正について、概要をあわせてご送付させていただいておりますので、後ほどでもお目通しいただければと存じます。

以上の3条例の全部を改正する件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺ってございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第18号から議案第20号までの3件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第20号までの3件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本3件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第22、議案第21号「岬町個人情報保護条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 日程第22、議案第21号、岬町個人情報保護条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第405号）の公布に伴い、関係条項の整理を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令が平成28年12月28日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法の附則第1条第5号に掲げる規定が平成29年5月30日に施行されることとなり、番号法に新たな条が加えられ、岬町個人情報保護条例で引用する番号法の条がずれることから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面をごらんください。

第18条の2第1項第1号中、第28条を第29条に改めるもので、番号法第28条が第29条に変更されるため、引用条を改めるものでございます。

附則として、この条例は、番号法の改正規定が施行される平成29年5月30日から施行することを定めております。

以上が、岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町個人情報保護条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第23、議案第22号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第23、議案第22号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に準じ、育児支援及び介護支援のできる職場環境の整備推進のため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正条文をご説明する前に、まず、今回の制度改正についてご説明申し上げます。

主な改正内容としましては、3点がございます。1点目は、介護休暇の取得方法の変更です。職員が親族等の介護が必要となった場合、6カ月間を限度として介護休暇を取得できる制度があります。これまでは、この期間中に1回限りしか取得できませんでしたが、今回の改正により、3回に分けて取得できるようになります。

2点目は、介護時間制度の新設です。これも介護関連の休暇ですが、親族の介護等が必要な場合に1時間単位で休暇を取得することができる制度を新設するものです。最長で3年間、1日2時間まで取得することが可能となるものです。

最後に3点目ですが、育児休業と介護休暇等の対象となる児童の範囲の拡大です。特別養子縁組の監護期間中の子どもについても育児休業と介護休暇等を取得できるようになります。

今回の条例改正は、これらの制度改正と法律改正に準じた文言修正等の規定整理を行うものでございます。

では、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書及び新旧対照表をご参照ください。

まず、第8条の2では、育児と介護の対象となる子の範囲について、特別養子縁組の成立に係る監護を行う子や、養子縁組里親である職員に委託されている子まで対象範囲を拡大する内容です。また、法令改正に準じた文言の規定整備もあわせて行います。

次に、第8条の3第4項に関しては、法令の改正により要保護者に関する規定整備を行うものです。

次に、第11条については、介護時間の新設に関する改正です。

次に、第15条第1項及び第2項については、介護休暇の取得方法について分割取得できる内容の改正です。

次に、第15条の2につきましては、介護時間の取得に係る時間数などの詳細部分に関する規定でございます。なお、取得した時間については無給としております。

続いて、第16条につきましては、介護休暇及び介護時間の取得に関する承認手続を定めるための改正でございます。

最後に、附則についてご説明いたします。施行期日については、附則第1項により、平成29年4月1日からとしています。なお、本改正条例施行前に既に介護休暇の承認を受けている場合の取り扱いについて、附則第2項で定めております。

以上が改正条例の内容説明でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第24、議案第23号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第24、議案第23号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほどの勤務時間条例と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に準じ、育児支援及び介護支援のできる職場環境の整備推進のため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正条文をご説明する前に、まず今回の制度改正についてご説明申し上げます。

主な内容は、2点でございます。

1点目は、育児休業等の対象となる子どもの範囲について拡大するものです。現在の対象者に加え、特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子や、養子縁組里親である職員に託される子まで対象を拡大するものです。

2点目は、育児休業から復帰する際の給与上の措置について改正を行うものです。これまで職員が育休を取得後に復帰する場合、給与期間中の2分の1を勤務したもものとして給与上の措置を行う制度でしたが、今後は全ての期間について勤務したもものとする改正でございます。

いずれも仕事と育児の両立支援を行うための勤務条件の整備を行うものでございます。

では、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

まず、第2条の2については、今回新たに対象となった子どもについて条文を新規で追加するものでございます。

次に、第3条については、一度育児休業を取得した後に再度育児休業を取得する必要が生じた場合の要件を定めておりますが、これについても対象者の拡大に伴い条文の追加修正を行うものです。

次に、第6条については、先ほどご説明した職務復帰後における給与等の取り扱いについて、昇給換算率を2分の1から100分の100に変更する内容でございます。

これは今回の法改正と直接関係はございませんが、他の自治体の動向も踏まえ、本町における取り扱いを国家公務員に準じたものとし、育児支援に向けた職場環境の整備を図るための改正をお願いするものでございます。

第9条については、部分休業を取得する場合における介護時間の取り扱いについて改正を行うものです。

最後に、附則についてご説明いたします。施行期日については、附則第1項で平成29年4月1日からの施行としています。ただし、第6条の改正については公布の日からとし、附則第2項に経過措置を設けております。

以上が改正条文の内容説明でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第25、議案第24号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第25、議案第24号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、本条例に所要の改正を行うものであります。

昨年の人事院勧告に基づく給与制度の改正につきましては、先の12月議会においても一部可

決いただいたところでございますが、今議会においては、残りの部分である扶養手当の見直しに係る改正でございます。

内容としましては、民間企業などにおける配偶者手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、当町職員の扶養手当額について、段階的に見直すものでございます。

改正条文をご説明する前に、今回の改正の概要について、別添の説明資料にてご説明申し上げます。議案書最後に添付しております、配偶者に係る扶養手当の見直しについての資料もあわせてごらんください。

まず、現行制度における扶養手当額ですが、配偶者は1万3,000円、子及び父母等の扶養親族は6,500円、配偶者がいない場合の扶養親族は1万1,000円となっています。

なお、満15歳から満22歳までの特定扶養親族については、それぞれ5,000円が加算されます。

今回の制度改正は、配偶者に係る手当額を減額し、あわせて子どもに係る手当額を増額する内容となっております。

改正に当たっては、激変緩和措置として、国の基準に合わせる形で、平成30年度までの2カ年をかけて段階的に行う予定としております。

なお、資料の下段には、各年度における対象者別の扶養手当額を一覧表にまとめております。

では、改正条例案をご説明いたします。お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

まず、第14条第2項でございますが、子どもと孫について分離して規定整備を行う内容です。同条3項につきましては、今回の改正に係る最終的な扶養手当額を定めております。

なお、段階的支給額の取り扱いについては、後ほどご説明いたします附則2項で規定しています。

第14条に関しましては、法律改正による文言修正でございます。

次に、附則についてご説明します。施行期日については、附則第1項で、平成29年4月1日からの施行とし、4月分の給料からの反映を予定しています。

附則第2項では、扶養手当に関する特例として、平成29年度の緩和措置としての扶養手当の適用額と扶養形態変更の場合の読みかえ規定を法令に準拠して定めております。

以上が、改正条文の内容説明でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第26、議案第25号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程26、議案第25号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、旅費の種類である宿泊料について、より実態に即した支給とするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書と新旧対照表とは別に配付しました宿泊料の見直しについての資料にて内容を説明させていただきます。

現行の宿泊料は、条例別表第1表により定額支給するもので、資料の中ほどの別表第1の宿泊料のとおり、区分に応じて1万3,000円、1万1,000円、9,000円の定額になっております。ただし、特別の事情の場合に限り調整規定を適用するものです。

例えば参加者が急遽参加を取りやめるなど、特別な事情がある場合のみ旅費の調整規定により支給しないものでございます。

条例改正後は、条例別表第1により、原則として定額支給としますので、定額支給での事務は今までどおりでございます。宿泊料が低廉となる場合には実費を支給するものです。

これは極めてまれに生じるもので、宿泊料の清算は交通費の精算時にあわせて行いますので事務の負担の増大はございません。

また、特別な事情があり、定額を上回った場合は、資料中、中ごろに示しております旅費の調整第22条第2項により協議して対応し、定額を上回った宿泊料を支給するものであります。

それでは、お手元の議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

旅費の種類を規定する第6条第7項中、「宿泊料」の次に「、原則として」を加え、定額制を維持しつつ第17条第7項にただし書きを加えて、低廉となる場合、実費を支給するものです。

また附則につきましては、公布の日から施行するとなっております。

説明は以上でございます。

本件に関しましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第27、議案第26号「岬町税条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第27、議案第26号、岬町税条例等の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）が施行され、消費税率の引き上げの実施時期が変更されたことに伴い、町民税の法人税割の税率の引き下げや軽自動車税の環境性能割の創設等に係る施行期日を延期する必要が生じたこと等から本条例に所要の改正を行うものでございます。

なお、改正内容につきましては、本議案書とあわせて配付いたしております岬町税条例等の一部を改正する条例の概要によりご説明いたします。加えて、新旧対照表もご参照願いたいと思います。

また、説明に当たりましては、主な改正内容の要点説明とさせていただき、字句の変更や条例改正条項等の読み上げにつきましては省略させていただきます。

まず初めに、岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部の改正の主な改正内容（1条関係）についてご説明申し上げます。

町府民税関係といたしまして、税条例の附則第7条の3の2の改正では、個人住民税における住宅ローン控除制度の延長を行うものです。

これは、住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、取得者の金利負担の軽減を図るための制度の適用期限を平成41年度から平成43年度まで延長するものでございます。

適用の対象となる居住年につきましても、平成31年6月30日までとしたものを、平成33年12月31日までと2年半延長するものでございます。

続きまして、岬町税条例等の一部を改正する条例（平成28年岬町条例第12号）の一部改正の主な改正内容（第2条関係）についてご説明申し上げます。

なお、以下この条例につきましては、改正条例と申し上げます。

まず、この改正内容の概略について説明いたします。

消費税率の引き上げが平成29年4月1日に実施されると予定されていたことから、法人税割の税率の引き下げや軽自動車税関係についての、改正条例を平成28年3月に専決処分し、5月の臨時会において承認いただきましたけれども、消費税率引き下げ時期が延期されたことに伴い、この条例の内容につきまして、施行日を平成31年10月1日に改めるものが主な内容でございます。

改正の手法といたしましては、改正条例の第1条において、施行日が平成29年4月1日となっていた消費税率引き上げに伴う関連改正規定をいったん削り、改正条例に第1条の2を追加し、第1条で削った規定と同じ改正内容につきまして、施行日を消費税率引き上げ時期と同じ平成31年10月1日に規定し直すものでございます。

それでは、1ページから2ページに係る改正条例第1条の改正につきまして説明いたします。
この改正のポイントにつきましては2点ございます。

1点目の町府民税関係では、法人町民税法人税割の税率について、100分の12.1から100分の8.4へ改正するものを削るものでございます。

2点目の軽自動車税関係につきましては、従来の軽自動車税の名称を、種別割に変更する関連改正規定を削ること。さらに、軽自動車税に環境性能割を導入することに関連する改正規定を削るものでございます。

これに該当する改正規定につきましては、2ページの税条例本則第18条の3から税条例附則第15条の次に5条加える改正規定というものを削るものでございます。

内容につきましては、平成28年の5月臨時会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

ただし、附則第16条第1項の軽自動車税のグリーン化特例（軽課）につきましては、軽自動車の取得期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日、1年延長し、平成29年度課税分に適用する規定というものになってございます。

続きまして、3ページから5ページに記載しております、改正条例に第1条の2を追加する改正につきましては、いったん先ほどの1条で削った改正内容を改めて規定し直し、施行日を消費税率の引き上げ時期と同じ平成31年10月1日とするものでございます。

まず、町府民税関係では、改めて法人町民税法人税割の税率について、100分の12.1から100分の8.4へ引き下げを行うというものでございます。

2つ目の軽自動車税関係につきましても、軽自動車税の名称を種別割へ変更すること、それと軽自動車税に新たに環境性能割を導入することに係る関連する条文を、改めて規定し直すというものでございます。

これにつきましては、税条例本則の18条の3から税条例附則第15条の2から第15条の6までの5条を加える規定というものが該当いたします。

なお、附則の16条の改正では、名称の変更のほか、本条例の第1条の2が施行される平成31年10月1日現在では、改正条例の1条に規定をしております軽自動車税のグリーン化特例

(軽課)の取得期限が既に平成29年3月31日を経過しているということがありますので、不用となることから、2項から4項を削るというものでございます。

続きまして、5ページの改正条例の附則について説明いたします。

第1条では、施行期日等を規定するものでございます。

1点目は、改正条例附則第2条第3項を削ることによりまして、項の移動に伴います字句の変更というものでございます。

2点目は、改正条例附則第1条第2号を改めるもので、改正条例の第1条で、18条の3などの改正規定を削ることになっておりましたので、残る税条例の附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の軽自動車税に関する経過措置の規定の施行日を平成29年4月1日とする規定でございます。

3点目は、改正条例附則第1条に第4号を加える規定で、内容といたしましては、第1条の2、第2条の規定及び第3条の規定中、第19条、納付期限後に納入し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の改正規定に、第81条の6、環境性能割の納付期限を加える規定の施行日を平成31年10月1日とするものでございます。

次に、改正条例附則第2条、町民税に関する経過措置の改正では、第3項を削り第4項を3項に繰り上げるものでございます。

次に、改正条例附則2条に2条の2を追加する規定といたしまして、法人税割の税率100分の8.4は、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分の法人町民税等に適用し、同日前に開始したものにつきましては100分の12.1を適用する規定でございます。

次に、改正条例附則に、第3条の2を追加する規定といたしまして、附則第16条、軽自動車税の税率の特例、平成29年度分のグリーン化特例(軽課)の適用対象を定めたものでございます。

改正条例附則第4条の改正におきましては、まず4条の見出しを削り、同じ見出しを第3条の2へ移動するものでございます。

2点目は、改正環境性能割について、平成31年1月1日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して適用するというものでございます。

3点目は、種別割について、平成32年以降の年度分について適用し、平成31年度分までは従前の例によるという改正規定でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上が、議案第26号、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町税条例等の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第28、議案第27号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第28、議案第27号、岬町手数料条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、都市計画法に基づく開発行為の許可等及び宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等の審査事務等に係る手数料について、本条例において定める必要があるため所要の改正を行うものでございます。

本件条例改正は、先の議案第17号の、泉南市、阪南市、田尻町及び岬町における広域まちづくり課の共同設置に関する協議の件において説明させていただきましたように、まちづくり土地利用規制に関する大阪府からの権限委譲事務を広域にわたり共同処理することにつき、審査事務等に係る手数料について定めるものでございます。

議案書の裏面の条例改正案をごらんください。なお、新旧対照表もあわせてごらんください。

岬町手数料条例の一部を改正するものです。

第2条中、第24号を第35号とし、第24号から第45号までを11号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の11号を加えるものです。

まず、第24号から第31号までは、土地計画法に基づく開発行為の許可等の審査事務等に係る手数料を定めたものでございます。

第24号では、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行われる開発申請に対する開発区域の面積の区分、下記のアからクに応じた審査事務等に係る手数料を定めております。

第25号では、主として住宅以外の建物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行われる開発申請等に対する開発区域の面積の区分、下記アからクに応じた審査事務等に係る手数料を定めております。

第26号では、主として非自己用の建築の用に供する目的で行われる開発申請等に対する開発区域の面積の区分、下記アからクに応じた審査事務等に係る手数料を定めております。

第27号では、開発行為の変更許可の申請等に対する審査事務等に係る手数料を定めております。

第28号では、開発行為に関する工事完了公告前に建築物の建築などを行う必要がある場合の申請に対する審査事務等に係る手数料を定めております。

第29号では、開発許可を受けた予定建築物等の用途区分、下記アからウに応じた地位の承継の承認の申請に対する審査事務等に係る手数料を定めております。

第30号では、開発登録簿の写しの交付に係る手数料を定めております。

第31号では、開発行為の許可を受ける必要がないことの証明書の交付に係る手数料並びに建築許可を受けた証明書の交付に係る手数料を定めております。

次に、第32号から第34号までは、宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成工事の許可等の審査事務に係る手数料を定めております。

第32号では、宅地造成に関する工事の許可等に対する切土または盛土をする土地の面積の区分、下記アからコに応じた審査事務等に係る手数料を定めております。

第33号では、宅地造成に関する工事の変更許可の申請等に対する審査事務等に係る手数料を定めております。

第34号では、宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付並びに宅地造成に関する許可を受けたことを証する書面の交付に係る手数料を定めております。

附則としまして、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。

本件は、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については会議規則第39
条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第29、議案第28号「岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改
正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第29、議案第28号、岬町コミュニティバス運行に関する条例の
一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、コミュニティバスの支線について、市町村運営有償運送の方法に
より運行するに当たり、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明いたします。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、平成29年4月からコミュニティバスの支線について、市町村運
営有償運送の方法により運行することに伴い、基本路線と支線との相互乗り継ぎに対応するた
めの改正となっておりまして、運賃を定めております第5条に乗継券の発行、乗継券を利用し
て乗継ぎをした場合は乗継ぎ前の乗車地から下車地までの1回の乗車とみなすこと及び乗継券の発

行に必要な事項については規則で定める旨を加えるものでございます。

次に、附則といたしましては、条例の施行日を平成29年4月1日といたしております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第30、議案第29号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第30、議案第29号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

改正内容といたしましては、児童福祉法の一部が改正され、養子縁組里親が法制化されたことに伴い、本条例において用語の定義を定めております第1条の2において、児童福祉法による里親について引用しております条項でございます同法第6条の4第1項を同法第6条の4に改正するものでございます。

次に、附則といたしまして、条例の施行期日を平成29年4月1日といたしております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第31、議案第30号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第31、議案第30号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例に

所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

本条例の改正につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法等の一部を改正する政令により国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の算定に用いる所得の算定等について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第1条につきましては、改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律により日本人居住者または内国法人が構成員となっている政令で指定される外国において設立された団体であって、かつ日本の租税が免除される団体を通じて利子等または配当等を得たために特別徴収できなかった個人住民税について、当該団体の日本国居住者である構成員に対して、特例適用利子等及び特例適用配当等の額として申告する義務を課すための新たな分離課税の区分が設けられたことに伴い、一般被保険者に係る基礎付加額の所得割の額の算定について規定をしております第14条第1項及び保険料の減額について規定をしております第20条にこの規定を追加をするものでございます。

次に、第2条につきましては、同じく第14条の1項及び第20条におきまして、健康保険法等の一部を改正する政令により、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子課税について、上場株式に係る配当所得とあわせて申告することとされたことに伴い、申告された特定公社債等に係る利子所得についても算定の基礎にすること、また株式等の譲渡所得等の分離課税制度について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等に区分され、別々の分離課税制度となったことに伴う改正となっております。

次に、附則につきましては、施行期日を交付の日からと定めるとともに、この条例の第2条の規定による改正後の岬町国民健康保険条例の規定は29年度以後の年度分の保険料について適用し、28年度以前の適用分の保険料につきましてはなお従前の規定による旨の経過措置を定めてございます。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第32、議案第31号「いきいきパークみさき条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。企画政策監、西 啓介君。

○西地方創生企画政策監 日程第32、議案第31号、いきいきパークみさき条例の一部を改正する件についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、いきいきパークみさきの芝生広場の供用開始するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

多奈川地区多目的公園内の第二阪和国道建設発生土の仮置き場所の跡地に整備を進めてまいりました芝生広場が3月末に完成することから、芝生広場を公園施設として位置づけ、利用条件等を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。議案書の裏面、あわせまして新旧対照表をごらんください。

芝生広場を公園施設として位置づけるため、第3条第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に第3号として芝生広場を加え、使用条件等を定めるため、第4条第1項中及び野球広場を野球広場及び芝生広場に改め、使用料を定めるため、別表に芝生広場の項を追加するものでございます。

なお、芝生広場の使用料につきましては、多目的広場、野球広場と同様に、1時間500円と定めるものでございます。

附則として、この条例は、芝生広場を公園としての開設日に合わせ、平成29年4月1日から施行することを定めております。

以上が、いきいきパークみさき条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

本件につきましては事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっておりますいきいきパークみさき条例の一部を改正する件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第33、報告第1号「債権の放棄の報告の件」について、報告を求めます。

学校教育課長、澤憲一君。

○澤学校教育課長 日程第33、報告第1号、債権の放棄の報告の件についてご報告させていただきます。

本件につきましては、岬町債権管理条例第17条の規定により債権を放棄したので、同条例第18条の規定により報告するものでございます。

岬町債権管理条例第17条には、「債権管理者は、非強制徴収債権について、次の各号のいず

れかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の全部または一部を放棄することができる」と規定されており、同条第4号には、「債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合または相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける町の債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき」と規定されております。この規定に基づき債権放棄するものです。

それでは、議案書裏面の債権放棄報告書をごらんいただきたいと思います。

報告書には、岬町債権管理条例施行規則第18条に規定しております債権の名称、放棄した債権の額、放棄した理由及び放棄した日について記載しております。

今回放棄した債権の名称は学校給食費滞納分。放棄した債権の額は51万780円。放棄した理由は岬町債権管理条例第17条第4号。放棄した日は平成29年2月13日です。

内容としましては、学校給食費を滞納する債務者が平成28年5月12日に死亡し、その滞納する学校給食費の債権について、法定相続人全員が相続放棄手続を行い、相続放棄手続の際における相続財産の価額が滞納する学校給食費の額を超えておらず、滞納する学校給食費を徴収することが困難であるため債権を放棄するものです。

以上で報告を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第34、報告第1号、債権の放棄の報告の件について報告を終わります。

○道工晴久議長 日程第34、選挙第1号「岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件」を行います。

本件については、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成29年3月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により、委員4名、同補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

岬町選挙管理委員会委員に、岬町淡輪1208番地の3、見先秀隆君、岬町深日2433番地の14、鈴木和夫君、岬町多奈川谷川3400番地の179、榊原勝秋君、岬町孝子514番地、野間秀則君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を岬町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、見先秀隆君、鈴木和夫君、榊原勝秋君、野間秀則君、以上の方が岬町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員について行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の補充員に、岬町淡輪山中919番地の3、杉谷友久君、岬町深日2848番地、大野斉君、岬町多奈川谷川1910番地の11、木曾琮三子君、岬町孝子682番地、茂野幸子

君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました以上の4名を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、杉谷友久君、大野斉君、木曾琮三子君、茂野幸子君が選挙管理委員の補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしく申し上げます。

なお、次の会議は3月23日、全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後3時01分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年3月2日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 中 原 晶